# 栗東市

# 障がい福祉のてびき

目　次


1.　障がい者手帳の交付について　・・・・・　1
2.　障がいを軽減するために　・・・・・　3
3.　障がい福祉サービス（地域生活支援事業）　・・・・・　5
（自立支援給付）　・・・・・　12
4.　各種制度　・・・・・　15
5.　各種手当・年金等　・・・・・　19
6.　税制　・・・・・　21
7.　公共料金等の割引　・・・・・　26
8.　だれもが住みたくなる福祉
滋賀のまちづくり条例　・・・・・　30
9.　その他の制度　・・・・・　30
10.　障がい者スポーツ　・・・・・　42
11.　相談窓口等　・・・・・　43
12.　索引　・・・・・　50



**栗東市　障がい福祉課**



**令和８年10月**

平成２７年１０月から個人番号（以下、「マイナンバー」という。）の付番・通知が始まり、平成２８年１月から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部施行され、マイナンバーの利用が開始されました。

これに伴い、障がい福祉サービス等の申請手続きにおいて、一部取扱いが変更になっています。

## 1.マイナンバーの記入

申請者本人または代理人が障がい福祉サービス等に係る申請の届出を行う際、申請書に障がい者または障がい児本人と保護者の方のマイナンバーの記入が必要となります。

また、利用者負担上限月額算定のために記載していただいている同意書（もしくは同意欄）につきましても、申請者の世帯に属する世帯員の方のマイナンバーの記入と提示が必要となります。

**マイナンバーの記入が必要となる申請手続き**

- **身体障がい者手帳の交付・再交付の申請、交付対象者の氏名、住所の変更または手帳の返還の届出のとき**
- **精神障がい者保健福祉手帳に関する申請をするとき**
- **特別児童扶養手当、特別障がい者手当、障がい児福祉手当、福祉手当に関する申請をするとき**
- **自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）に関する申請**
- **障がい福祉サービスに関する申請**
- **障がい児相談支援・障がい児通所支援・障がい児入所支援に関する申請**
- **補装具費に関する申請**

## 2.確認書類の提示

1. 記入したマイナンバーが正しいものであるか（マイナンバー確認）
2. そのマイナンバーの正しい持ち主であるか（本人確認）を確認するため、窓口で申請手続きをされる方に対し、書類の提示をお願いすることとなります。

| マイナンバー確認と本人確認で必要な　確　認　書　類　一　覧 | |
|---|---|
| **マイナンバー確認（正しい番号であることの確認）** | **本人確認（番号の正しい持ち主であることの確認）** |
| **個人番号カード（１枚で両方の確認ができます）** | |
| 「通知カード」または | **・一つの提示で足りるもの** |
| 「個人番号の記載された住民票の写し」 | ※顔写真付のもので、氏名、生年月日もしくは住所の記載があるもの |
| 「住民票記載事項証明書」など | 「運転免許証」、「パスポート」 |
| | 「身体障がい者手帳」、「療育手帳」 |
| | 「精神障がい者保健福祉手帳」 |
| | その他、官公署から発行、発給された書類 |
| | **・２つ以上の提示が必要となるもの** |
| | 「医療保険の資格確認証」、「年金手帳」 |
| | 「児童扶養手当証明書」、「年金証書」 |
| | 「高齢受給者証」、「印鑑登録証明書」など |
| | その他、提示可能な書類については、お問い合わせください。 |

# 1　障がい者手帳の交付について

## （1）身体障がい者手帳の交付

身体に一定以上の永続する障がいを有する場合、本人または保護者の申請に基づいて交付され、各種の福祉サービスを受けるための基本となります。

身体障がい者手帳の対象となる障がい種別は下記のとおりです。

視覚　聴覚　平衡機能　音声･言語・そしゃく機能
肢体（上肢・下肢・体幹）　脳原性運動機能　心臓機能　腎臓機能
呼吸器機能　ぼうこう･直腸機能　小腸機能　免疫機能　肝臓機能

| | |
|---|---|
| 重　度 | １・２　級 |
| 中　度 | ３・４　級 |
| 軽　度 | ５・６　級 |

※ 申請に必要な書類…申請書、診断書（県の指定した医師の診断書）
写真（たて４㎝×よこ３㎝）１枚、マイナンバーがわかるもの

## （2）療育手帳の交付

知的障がい者（児）の保護及び自立更生等のため、本人または保護者の申請に基づいて交付され、各種の福祉サービスを受けるための基本となります。

市役所で申請後、下記にて判定を受けてください。

・18 歳未満の人・・・・・滋賀県中央子ども家庭相談センター
・18 歳以上の人・・・・・滋賀県障害者更生相談所

| | |
|---|---|
| 最重度 | A1 |
| 重　度 | A2 |
| 中　度 | B1 |
| 軽　度 | B2 |

## （3）精神障がい者保健福祉手帳の交付

統合失調症や精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患を有するために、長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある場合、本人や家族の申請に基づき交付され、各種の福祉サービスを受けるための基本となります。

※精神障がい者保健福祉手帳の等級・・・１級～３級

| ◇診断書による申請の場合 | ◇年金証書等による申請の場合 |
|---|---|
| ① 申請書<br>② 診断書（初診日から６ヶ月経過後の診断書）<br>③ 写真（たて４㎝×よこ３㎝）１枚<br>④ マイナンバーがわかるもの | ① 申請書<br>② 年金証書の写し<br>③ 照会についての同意書<br>④ 写真（たて４㎝×よこ３㎝）１枚<br>⑤ マイナンバーがわかるもの |

障がい者手帳の問合せ　　障がい福祉課
障がい福祉係　　TEL　077-551-0113
FAX　077-553-3678

## （4）手　帳　の　交　付　後　の　手　続　き

身体障がい者手帳･療育手帳･精神障がい者保健福祉手帳の再交付等については、下記のとおりです。身体障がい者手帳･精神障がい者保健福祉手帳の滋賀県指定の申請書･診断書等は市役所の障がい福祉課にあります。

身体障がい者手帳･精神障がい者保健福祉手帳は交付までに、1～3 ヵ月程度かかります。

療育手帳は、判定を受けてから交付までに、1 ヵ月程度かかります。

**○注意事項･･･手帳が交付されたら、下記に該当する場合、必ず手続きが必要です。**

| | |
|---|---|
| 住所・氏名の変更 | 住所・氏名を変更したときは、市役所に変更届を提出してください。<br>《持ち物》　お持ちの手帳・マイナンバーのわかるもの※1 |
| 紛失･破損による再交付 | 手帳の紛失や、破損のために使用できなくなったときは、再交付の申請ができます。<br>《持ち物》　お持ちの手帳（破損の場合）・マイナンバーのわかるもの※1<br>写真（たて４㎝×よこ３㎝）1 枚 |
| 更 新 | 身体障がい者手帳の一部と療育手帳･精神障がい者保健福祉手帳は、指定の時期に更新手続きが必要です。<br>身体障がい者手帳･精神障がい者保健福祉手帳については、更新時期になりましたら案内を送付します。<br><br>《身体障がい者手帳持ち物》<br>お持ちの手帳・指定医師の診断書・マイナンバーのわかるもの※1<br>写真（たて4㎝×よこ3㎝）1枚<br><br>《精神障がい者保健福祉手帳持ち物》<br>お持ちの手帳・指定医師の診断書か年金証書<br>写真（たて４㎝×よこ３㎝）1 枚（手帳が新たに交付される場合のみ）<br>マイナンバーのわかるもの※1<br><br>療育手帳は、成長に伴い再判定（期間は年齢等により異なる）を受けていただきます。手帳に記載されています再判定時期の概ね 3 ヶ月前から申請受付ができます。（市役所から再判定の連絡はいたしませんので、各自でご注意ください。）<br><br>《療育手帳持ち物》<br>お持ちの手帳・マイナンバーのわかるもの※1<br>写真（たて４㎝×よこ３㎝）1 枚 |
| 障がい程度の変更 | 手帳交付後に新たに別の障がいが発生したり、障がい程度に変化があった場合、指定医師の診断書（所定の用紙）を添えて申請してください。<br>《持ち物》　お持ちの手帳・指定医師の診断書<br>マイナンバーのわかるもの※1<br>写真（たて４㎝×よこ３㎝）1 枚 |
| 返 還 | 本人の死亡、または障がい程度が軽くなって障がい者の範囲に該当しなくなったときは、手帳を返還してください。<br>《持ち物》　お持ちの手帳 |

※1「マイナンバーがわかるもの」については、このてびきの表紙裏もご確認ください。

## ★後期高齢者医療制度への選択加入について★

65 歳以上 75 歳未満の方で一定の障がいがある方は、本人からの申請により、広域連合の認定を受けた日から後期高齢者医療制度に加入することができます。

※加入するかしないかは選択することができます。

※医療保険の自己負担割合や保険料はそれぞれ異なります。詳しくは担当へお問い合わせください。

〈次の障がい状態に該当する方〉
- 国民年金証書（障害年金１級、２級）
- 身体障害者手帳１級～３級と４級の一部
- 療育手帳　重度（A1、A2）
- 精神障害者保健福祉手帳１級、２級

【問合せ】保険年金課　　TEL　077-551-0361　　FAX　077-553-0250

# 2　障がいを軽減するために

| | | |
|---|---|---|
| **自立支援医療**<br><br>申請に必要な<br>【共通書類】<br><br>・申請書<br>・医療保険情報が確認できるもの<br>・次の１～３のいずれか１点<br>１マイナ保険証<br>２資格確認書<br>３資格情報のお知らせ<br><br>【問合せ】<br>障がい福祉課<br>TEL<br>077-551-0113<br>FAX<br>077-553-3678 | **更生医療**<br>（18 歳以上） | 身体障がい者手帳に記載された障がいを除去、軽減するための医療の給付を知事の指定した医療機関において受ける場合、該当となります。<br>※所得制限あり<br>《申請に必要な書類》<br>①　医師の意見書（更生医療の指定を受けている医療機関）<br>②　前回の自立支援医療受給者証(再認定の場合)<br>③　共通書類（下記参照）<br>※原則として医療費の１割自己負担（所得により負担軽減あり）<br>対象：心臓疾患に関する手術･人工関節置換術･人工透析など |
| | **育成医療**<br>（18 歳未満） | 身体に障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる児童が、障がいを除去、軽減するための医療の給付を知事の指定した医療機関において受ける場合、該当となります。<br>※所得制限あり<br>《申請に必要な書類》<br>①　医師の意見書（育成医療の指定を受けている医療機関）<br>②　前回の自立支援医療受給者証(再認定の場合)<br>③　共通書類（下記参照）<br>※原則として医療費の１割自己負担（所得により負担軽減あり） |
| | **精神通院医療** | 通院による精神医療を継続的に必要とする場合、知事の指定した医療機関において受ける場合、該当となります。但し、入院や緊急受診は対象ではありません。<br>《申請に必要な書類》<br>①　診断書（指定用紙）<br>②　受給者証の写し（更新手続きの場合）<br>③　共通書類（下記参照）<br>※原則として医療費の１割自己負担（所得により負担軽減あり）<br>※更新手続きは毎年必要ですが、診断書の提出は２年に１回になります。更新手続きに診断書が必要かどうかは受給者証に記載されていますのでご確認ください。 |

| | |
|---|---|
| **補装具費の支給**<br><br>【問合せ】<br>障がい福祉課<br>TEL<br>077-551-0113<br>FAX<br>077-553-3678 | 身体の失われた部分や思うように動かすことのできない部分を補って、生活しやすくするために必要な用具の購入、または修理にかかる費用を支給します。（所得制限あり）<br>＜補装具の種類＞<br>視覚障がい者用　・・・　視覚障害者用安全つえ、義眼、眼鏡<br>聴覚　〃　・・・　補聴器<br>肢体不自由者用　・・・　義肢（義手、義足）、装具、車いす<br>電動車いす、歩行補助つえ<br>歩行器、座位保持装置<br>肢体不自由児用　・・・　重度障がい者用意思伝達装置<br>座位保持いす、起立保持具<br>頭部保持具、排便補助具<br>※平成 25 年度より難病患者等も対象者に加わりました。申請には、「医師の診断書」又は「特定医療費（指定難病）受給者証の写し等」が必要です。<br>※原則として１割自己負担（所得等による減免あり）<br>※但し、介護保険制度対象者は、原則として福祉用具（電動車いす、 車いす、歩行器など）のレンタルが優先となります。<br>※障がいの程度により交付できる品目が異なります。 |

## 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成

次のすべての要件を満たす１８歳未満の軽度・中等度難聴児に対して、補聴器の購入費等の助成を行います。（所得制限あり）

対象者･･･①両耳の聴力レベル３０ｄＢ以上７０ｄＢ未満の障害者総合支援法の補装具費支給の対象とならない児童もしくは、３０dＢ以下で滋賀医科大学医学部附属病院又は滋賀県立小児保健医療センターの医師が必要と判断する児童

②言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断する児童

③原則、保護者が栗東市内に居住している児童

利用者負担額･･･市民税課税世帯は、原則として購入・修理価格（基準価格が有）の３分の１

【問合せ】　障がい福祉課　TEL　077-551-0113　FAX　077-553-3678

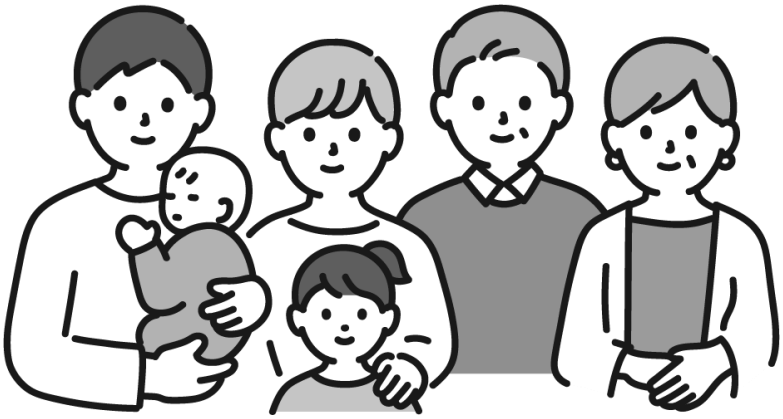

# ③ 障がい福祉サービス（地域生活支援事業・自立支援給付）

## （１）地域生活支援事業

### ① 日常生活用具の給付

在宅障がい者の日常生活の便宜を図るために、日常生活用具を給付します。（所得制限あり）

※ 原則として給付額の１割が自己負担です。

※ 介護保険制度対象の人の場合は、介護保険の福祉用具レンタルが優先になります。

※ 平成 25 年度より難病患者等も対象者に加わりました。申請には、「医師の診断書」と「特定医療費（指定難病）受給者証の写し等」が必要です。

<table>
<tr><th></th><th>種　　目</th><th>耐用年数</th><th colspan="2">対象となる障がい（者）および程度・年齢等</th></tr>
<tr><td rowspan="9">介護・訓練支援用具</td><td>特殊寝台</td><td rowspan="2">8</td><td rowspan="2">下肢または体幹機能障がい２級以上<br>難病患者等</td><td>18 歳以上</td></tr>
<tr><td>訓練用ベッド</td><td>学齢児以上<br>～<br>18 歳未満</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特殊マット</td><td rowspan="7">5</td><td>療育手帳重度・最重度<br>下肢または体幹機能障がい２級以上<br>難病患者等</td><td>３歳以上<br>～<br>18 歳未満</td></tr>
<tr><td rowspan="2">下肢または体幹機能障がい１級<br>難病患者等</td><td>18 歳以上</td></tr>
<tr><td>特殊尿器</td><td>学齢児以上</td></tr>
<tr><td>入浴担架</td><td rowspan="2">下肢または体幹機能障がい２級以上</td><td>３歳以上</td></tr>
<tr><td>訓練いす</td><td>３歳以上～<br>18 歳未満</td></tr>
<tr><td>体位変換器</td><td rowspan="2">下肢または体幹機能障がい２級以上<br>難病患者等</td><td>学齢児以上</td></tr>
<tr><td>移動用リフト</td><td>4</td><td>３歳以上</td></tr>
<tr><td rowspan="8">自立生活支援用具</td><td>入浴補助用具</td><td rowspan="2">8</td><td>下肢または体幹機能障がい<br>難病患者等</td><td>３歳以上</td></tr>
<tr><td>便器</td><td>下肢または体幹機能障がい２級以上<br>難病患者等</td><td>学齢児以上</td></tr>
<tr><td>頭部保護帽</td><td rowspan="2">3</td><td>平衡機能または下肢または体幹機能障がい<br>療育手帳重度または最重度</td><td rowspan="2">－</td></tr>
<tr><td>歩行補助杖（一本杖のみ）</td><td>下肢または体幹機能障がい</td></tr>
<tr><td>歩行支援用具</td><td rowspan="4">8</td><td>平衡機能または下肢または体幹機能障がい<br>難病患者等</td><td>３歳以上</td></tr>
<tr><td>特殊便器</td><td>上肢障がい２級以上<br>療育手帳重度または最重度（排便後の処理が困難な人）<br>難病患者等</td><td>学齢児以上</td></tr>
<tr><td>火災警報器</td><td rowspan="2">療育手帳重度または最重度<br>身体障がい２級以上<br>（火災発生の感知及び避難が著しく困難で、単身世帯またはこれに準ずる世帯に限る）<br>難病患者等（自動消火器のみ対象）</td><td rowspan="2">18 歳以上</td></tr>
<tr><td>自動消火器</td></tr>
</table>

| | 種　　目 | 耐用年数 | 対象となる障がい(者)および程度・年齢等 | |
|---|---|---|---|---|
| 自立生活支援用具 | 電磁調理器 | ６ | 療育手帳重度または最重度<br>視覚障がい２級以上（盲人のみの世帯またはこれに準ずる世帯） | 18 歳以上 |
| | 歩行時間延長信号機用小型送信機 | １０ | 視覚障がい２級以上 | 学齢児以上 |
| | 聴覚障がい者用屋内信号装置 | | 聴覚障がい２級<br>（聴覚障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯） | 18 歳以上 |
| 在宅療養等支援用具 | 透析液加温器 | ５ | じん臓機能障がい（腹膜透析療法を行う人） | ３歳以上 |
| | ネブライザー | | 呼吸器機能障がい３級以上または同程度の身体障がい<br>難病患者等 | 学齢児以上 |
| | 電気式たん吸引器 | | | |
| | 酸素ボンベ運搬車 | １０ | 医療保険における在宅酸素療法を行う人 | 18 歳以上 |
| | 盲人用体温計音声式 | ５ | 視覚障がい２級以上<br>（盲人のみの世帯またはこれに準ずる世帯） | 学齢児以上 |
| | 盲人用体重計 | | | 18 歳以上 |
| | 排痰補助装置 | － | 神経筋疾患または重度の脳性麻痺等 | － |
| | 動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター) | ５ | 難病患者等 | － |
| | 人工呼吸器用外部バッテリー | ５ | 在宅で人工呼吸器を装着している障害者等 | |
| | 視覚障がい者用音声血圧計 | ５ | 視覚障がい２級以上<br>(日常的に血圧のコントロールが必要な人) | － |
| 情報・意思疎通支援用具 | 携帯用会話補助装置 | ５ | 音声言語機能障害者(児)もしくは、肢体不自由者(児)で、発声発語に著しい障がいを有する人 | 学齢児以上 |
| | 重度障がい者バリアフリー化支援機器 | ６ | 視覚障がい２級以上<br>上肢障がい２級以上 | 学齢児以上 |
| | 点字ディスプレイ | ６ | 視覚障がい２級以上かつ聴覚障がい２級の重度重複障がい | 18 歳以上 |
| | 点字器 | ７ | 視覚障がい２級以上 | 学齢児以上 |
| | 点字タイプライター | ５ | | |
| | 視覚障がい者用ポータブルレコーダー | ６ | | |
| | 視覚障がい者用活字文書読み上げ装置 | | | |
| | 視覚障がい者用拡大読書器 | ８ | 視覚障がいで、必要と認められる人 | |
| | 聴覚障がい者用通信装置 | ５ | 聴覚または音声・言語機能障がい | |
| | 聴覚障がい者用情報受信装置 | ６ | 本装置によりテレビの視聴が可能となる聴覚障がい | |
| | 点字図書 | － | 視覚障がいで、必要と認められる人 | |
| | 盲人用時計 | １０ | 視覚障がい２級以上 | － |
| | 人工喉頭（電動式） | ５ | 音声言語機能障がい | |
| | 地デジ対応ラジオ | ６ | 視覚障がい２級以上（視覚障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯） | － |

| | 種　　目 | 耐用年数 | 対象となる障がい（者）および程度・年齢等 | |
|---|---|---|---|---|
| 排泄管理支援用具 | ストマ用装具 | ― | 直腸・ぼうこう機能障がい<br>（人工肛門・人工膀胱を造設している人） | ― |
| | ストマ用装具に代わる紙おむつ | | 脳性麻痺等脳原性運動機能障がい<br>（排尿や排便の意思表示が困難な人） | ３歳以上 |
| | 収尿器 | 1 | 下肢または体幹機能障がい | ― |
| 住宅改修費 | 【居宅生活動作補助用具】<br>1. 手すりの取り付け<br>2. 床段差の解消<br>3. 滑り防止、移動の円滑化等のための床材の変更<br>4. 引き戸等の取替え<br>5. 洋式便器等への取替え<br>6. その他居宅生活動作補助用具の設置に際し、必要となる住宅改修 | １回のみ | 下肢または体幹機能障がい３級以上<br>脳性麻痺等脳原性運動機能障がい３級以上（移動機能障がいに限る）<br>※ 特殊便器への取替は上肢障がい２級以上<br>難病患者等 | 学齢児以上 |

※申請に必要な書類は用具等によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

## ②小児慢性特定疾病児童の日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病の認定を受けている人の生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います（世帯の所得により一部自己負担あり）。
※ 身体障がい者手帳のサービスが優先となります。
※ 疾病により、給付を受けられる内容が異なります。詳しくは下記にお問い合わせください。

【問合せ】
障がい福祉課　　ＴＥＬ　077-551-0113
ＦＡＸ　077-553-3678

## ③重度身体障がい者訪問入浴サービス事業

社会において自力または家族だけでは入浴困難な在宅重度身体障がい者宅に入浴車が訪問し、自宅で入浴していただきます。

対　象　者　・・在宅の重度身体障がい者（ただし、介護保険制度の対象者は除く）
利　用　日　・・おおむね１週間に１回程度
利用者負担額　・・所得により決定されます。

【問合せ】
障がい福祉課　　ＴＥＬ　077-551-0113
ＦＡＸ　077-553-3678

## ④意思疎通支援事業

### ◎手話通訳者の派遣

手話をコミュニケーション手段とする聴覚障がい者等の社会参加を促進するため、生活上必要なときに手話通訳者を派遣します。

### ◎要約筆記者の派遣

聴覚障がい者に対し、書くことにより情報保障をして社会参加を促進するため、生活上必要なときに要約筆記者を派遣します。

・下記のような場所に派遣します。（例）

| | |
|---|---|
| 健　　康 | 病院での診察、検査、健康診断、栄養相談、家族の受診、付き添い　等 |
| 仕　　事 | 相談、面接、研修、上司との話し合い　等 |
| 冠婚葬祭 | 結婚式、披露宴、二次会、葬儀、法事　等 |
| 子 育 て | 学校、幼稚園･保育園での参観、懇談会、個人面談、卒業式、入学式　学童保育　等 |
| 地域生活 | 町内会の会議、説明会、祭りや行事　等 |
| 住　　宅 | 住宅の売買、リフォームについての相談　等 |
| 警　　察 | 被害届、相談、交通事故、運転免許の更新　等 |
| お　　金 | 銀行での相談、保険･年金の相談　等 |
| 文化･教養 | 各種講座、講演会　等 |
| 親族関係 | 家族や親族での話し合い　等 |

※　その他、派遣を希望される場合はご相談ください。

・通訳依頼の方法
　個人依頼の場合は、1 週間前までに障がい福祉課にファックス・郵送又は窓口で派遣依頼をします。
・派遣できる範囲
　原則として滋賀県内です。（県外の場合はご相談ください。）
・費用
　個人依頼の場合は、無料です。
・守秘義務について
　通訳者は、通訳の内容について秘密を守ります。安心してご依頼ください。
・その他
　・学校等公的な行事の場合は、行事の主催者に依頼をしてください。主催側で準備ができない場合は、相談に応じます。
　・営利を目的とした場合や政治活動･選挙活動・宗教活動の場合は、通訳依頼はできません。
協議した結果、派遣ができない場合もありますので、ご了承ください。

【問合せ】
障がい福祉課　　ＴＥＬ　077-551-0113
　　ＦＡＸ　077-553-3678

## ⑤障がい者移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がい児及び障がい者に対して外出のための介護を行います。

◎個　別　支　援･･･個別的な支援が必要な場合のマンツーマンでの支援
◎グループ支援･･･複数の利用者に対して、それ以下の人数のヘルパーによる支援（比率３:１以上）

◎対象者
1．全身性障がい者及び全身性障がい者に準ずる人
（重度訪問介護及び介護保険サービス対象者を除く）
全身性障がい者･･･両上肢、両下肢に障がいがあって、障がい等級が１級の人
全身性障がい者に準ずる人･･･両上肢、両下肢に障がいがあって、下肢又は体幹の障がいが３級以上の人
2．知的障がい者（行動援護対象者を除く）
3．精神障がい者（行動援護対象者を除く）
4．特に市長が必要と認めた人
※グループ支援は中学生以上のみ対象

◎利用者負担額
・個別支援

| 利用時間 | 利用者負担額（身体介護を伴う） | 利用者負担額（身体介護を伴わない） |
|---|---|---|
| ～30 分 | ２３０円 | １０５円 |
| ～1 時間 | ４００円 | １９７円 |
| ～1 時間 30 分 | ５８０円 | ２７６円 |
| 1 時間 30 分～ | 以後 30 分ごと 80 円を加算 | 以後 30 分ごと 70 円を加算 |

・グループ支援（1 時間 30 分未満は対象外）

| 利用時間 | 利用者負担額（身体介護を伴う） | 利用者負担額（身体介護を伴わない） |
|---|---|---|
| 1 時間 30 分～2 時間 | ４００円 | ２５１円 |
| ～2 時間 30 分 | ４７０円 | ３０３円 |
| ～3 時間 | ５４０円 | ３５３円 |
| ～3 時間 30 分 | ６１０円 | ４０３円 |
| ～4 時間 | ６８０円 | ４６０円 |
| 4 時間 30 分～ | 以後 30 分ごと 60 円を加算 | 以後 30 分ごと 55 円を加算 |

※　生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料
※　食事代及び公共交通機関等を利用した場合は実費負担
※　居宅介護の対象となる通院介助、乗降介助は対象外
※　年間を通じての定期的な移送は対象外（学校の登下校や施設通所等）

【問合せ】
障がい福祉課　　ＴＥＬ　077-551-0304/551-0113
ＦＡＸ　077-553-3678

## ⑥障がい者地域活動支援センター機能強化事業

雇用・就労が困難な在宅の障がい者及び障がい児が、創作的活動、社会との交流の促進、入浴サービスなどを受けていただけます。

◎内容

・機能訓練、社会適応訓練のサービス
・自宅での入浴が困難な人への入浴サービス　など

◎利用対象者

市内に居住する６５歳未満の在宅の障がい者(児)で、障がい程度区分認定調査および障がい児の調査を受けている人

◎実施施設

**・栗東市身体障害者デイサービスセンター**

所在地・・・栗東市安養寺 190 番地（なごやかセンター内）
事業者・・・社会福祉法人　栗東市社会福祉協議会
TEL　077-554-6112　　FAX　077-554-6106

（１）利用者負担額

| 使用時間 | 利用者負担額 |
|---|---|
| ４時間未満 | 250 円 |
| ４時間～6 時間 | 420 円 |
| ６時間以上 | 550 円 |
| ※生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の利用負担額は無料。 | |

（２）入浴サービス利用負担額

| 利用回数 | 金　額 |
|---|---|
| １　回 | 500 円 |

備考

〇利用負担額と入浴サービス利用料金の合算金額の上限は、月 15,000 円
〇食事代等個人に係る費用は、利用者が当該実費負担。

**・精神障害者地域生活支援センター「風（ふう）」**

所在地・・・〒520-2433 野洲市八夫 1318 番地
事業者・・・医療法人　周行会
TEL　077-589-8784　　FAX　077-589-5478

備考

〇サロンの利用は無料、飲食代は実費負担

【問合せ】
障がい福祉課　　ＴＥＬ　077-551-0304／551-0113
ＦＡＸ　077-553-3678

## ⑦日中一時支援事業

障がいのある方を一時的に預かり、活動に必要なスペースを確保します。

◎内容

・社会に適応するための日常的な訓練

・福祉の増進を図るために必要な創作活動

◎利用対象者

市に居住する障がい者等で、次に掲げる各号のいずれかに該当する人。

1. 身体障がい者手帳所持者
2. 療育手帳所持者
3. 精神障がい者保健福祉手帳所持者
4. 特別支援学級、特別支援学校に在籍する児童等

〇利用者負担額

| 利用時間 | 利用者負担額 |
|---|---|
| 2 時間未満 | 250 円 |
| 2～4 時間 | 400 円 |
| 4～6 時間 | 500 円 |
| 6～8 時間 | 600 円 |
| 8 時間以上 | 750 円 |

※生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の利用負担額は無料

※送迎、食事代等については実費負担

## ⑧障がい者相談支援事業

障がいのある人及びその家族からの相談に応じ、必要な情報等の便宜を図ることや、権利の擁護のために必要な援助を行うことにより、本人が自立した日常生活又は社会生活を営むことを目的としています。障がいのために日常生活の不安・心配ごとや福祉サービスの利用援助、就労に対する相談支援などを行います。

相談内容及び個人情報の守秘義務は、厳守されますので安心してお気軽にご相談ください。

相談窓口　〇身体障がい・知的障がい

守山・栗東障害者相談支援センター「みらいく」

〒524-0037　守山市梅田町２－１（201）セルバ守山２階

TEL　077-584-5900　FAX　077-584-5876

〇精神障がい

精神障害者地域生活支援センター「風（ふう）」

〒520-2433　野洲市八夫 1318 番地

TEL　077-589-8784　FAX　077-589-5478

費　用　各相談窓口とも無料

持 参 品　お持ちの人は各種障がい者手帳（同意書をいただく場合もあります。）

【問合せ】

障がい福祉課　ＴＥＬ　077-551-0304/551-0113

ＦＡＸ　077-553-3678

# ◎自 立 支 援 給 付

障がい福祉サービスを利用するためには、事前の申請などの手続きが必要になります。
*平成 25 年 4 月から、法改正により障害者総合支援法の対象疾患である難病等の方も、障がい福祉サービス等の対象となりました。

**1　相談･申請**
市役所･相談支援事業者に相談して、サービスが必要な場合に申請します。

**2　認定調査**
障がい者または障がい児の保護者と面接して、障がい支援区分認定調査項目（８０項目）について聞き取りをし、心身の状況や生活環境などの調査を行います。
（児童については児童票による）

〈18 歳以上〉

〈18 歳未満〉
〈18 歳以上の訓練給付・同行援護〉

**3　審査･判定**
一次判定･･･認定調査および医師意見書（かかりつけ医に申請者の心身の状態、特別な医療などの意見を求めます）の一部の結果に基づき、コンピュータ判定を行います。
二次判定･･･一次判定結果、概況調査、医師意見書などを踏まえ、市の審査会で二次判定を行います。
認　　定･･･二次判定の結果に基づき、非該当、区分 1 から区分 6 の認定が行われます。

**4　サービス利用意向の聴取、サービス等利用計画案の提出**
サービス等利用計画案は指定特定相談支援事業者が作成しますが、申請者自身による作成も可能です。

**5　決定(認定)･通知**
障がい支援区分や本人・家族の状況、申請者の利用意向、サービス等利用計画案などを踏まえてサービスの支給量などが決定され『障がい者福祉サービス受給者証』が交付されます。受給者証には大切な情報が記載されていますので大切に扱ってください。

**6　サービス等利用計画の作成**
決定した内容に基づき、指定特定相談支援事業者はサービス等利用計画を作成します。

**7　事業者と契約**
サービス提供事業者を選択し、利用に関する契約をします。

**8　サービスの利用開始**
『受給者証』を提示してサービスを利用し、原則として利用者負担(1 割)を支払います。
サービス量や内容等については、利用開始後も一定期間ごとに確認を行い、必要に応じて見直しを行います。

## ◎指定特定相談支援事業所（参考）

| 事　業　所　名 | 連　絡　先（電話） | 所　在　地 | |
|---|---|---|---|
| 特定相談支援事業所<br>コネクト | 077-558-4500 | 〒520-3002 | 栗東市観音寺 141 |
| 精神障害者地域生活支援センター<br>風 | 077-589-8784 | 〒520-2433 | 野洲市八夫 1318 |
| 指定特定相談支援事業所<br>なかよし | 077-554-5601 | 〒520-3016 | 栗東市小野 445 |
| 障害者相談支援センター<br>やじろべえ | 077-584-5900 | 〒524-0037 | 守山市梅田町 2-1（201） |
| 障害者相談支援センター<br>あんず | 077-584-5900 | 〒524-0037 | 守山市梅田町 2-1（201） |
| 特定相談支援事業所<br>栗東市社会福祉協議会 | 077-554-6112 | 〒520-3015 | 栗東市安養寺 190 |
| 相談支援事業所<br>まんぼう | 077-596-5921 | 〒520-3013 | 栗東市目川 877-1 |
| 栗東市児童相談支援事業所<br>つぼみ | 077-554-6152 | 〒520-3015 | 栗東市安養寺 190 |

※上記は、栗東市が一般的相談を委託している、もしくは、市内に所在する事業所でサービス等利用計画(案)を作成できる指定特定相談支援事業所(者)の一例です。

◎身体障がい･知的障がい･精神障がいのある人が地域で自立した生活が送れるように以下のサービスがあります。

・訪問系サービス

| 給付の種類 | サービス名 | サービス内容 |
|---|---|---|
| 介護給付 | 居宅介護（ホームヘルプ） | 自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う |
| | 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人等に、自宅で生活全般の介護や外出の移動支援等総合的に行う |
| | 行動援護 | 判断能力が制限されている人が、危険を回避するために必要な支援、外出時の移動を行う |
| | 重度障がい者等包括支援 | 重度の障がい者であり介護度の高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う |
| | 短期入所（ショートステイ） | 一時的に自宅で介護が困難になった時に短期に入所して食事･排泄の介護の援助を行う |
| | 同行援護 | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において同行し移動に必要な情報を提供し、移動の援護などを行う |

・日中活動系サービス

| 給付の種類 | サービス名 | サービス内容 |
|---|---|---|
| 介護給付 | 生活介護 | 障がい者支援施設などに行って食事、入浴、排泄の介護を受けて過ごすことができる |
| | 療養介護 | 病院等の施設で機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助を受ける |
| 訓練等給付 | 自立訓練<br>（機能訓練･生活訓練） | 自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を一定期間の支援計画に基づき行う |
| | 就労移行支援 | 就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行う |
| | 就労継続支援<br>（雇用型･非雇用型） | 一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行う |
| 障がい児通所給付 | 児童発達支援 | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。（未就学児） |
| | 放課後等<br>デイサービス | 授業終了後または夏休み等の休業中に、生活の能力の向上のために必要な訓練、社会との交流等を行う。（就学児） |

※訓練等給付は、18 歳以上が対象

・居住系サービス

| 給付の種類 | サービス名 | サービス内容 |
|---|---|---|
| 訓練等給付 | 共同生活援助<br>(グループホーム) | 日中に就労または就労継続支援等のサービスを利用している知的障がい者または精神障がい者に対し、地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助、食事、入浴、排泄の介護などを行う。 |
| 介護給付 | 施設入所支援 | 介護が必要な人や通所が困難な人で、自立訓練または就労移行支援のサービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活の支援を行う（18 歳以上） |

※入所施設サービスを利用する人は「日中活動系サービス」と「居住系サービス」を組み合わせて利用することができます。
※施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費は基本的に全額自己負担。（所得に応じ軽減あり。）

・障がい福祉サービスを利用した時の利用者負担

サービスを利用した場合、原則費用の 1 割を支払います。但し、負担が重くなりすぎないように所得に応じて支払う費用の上限が決められています。

| 所得区分 | | 負担上限額（月額） | |
|---|---|---|---|
| 一般２ | | 住民税課税世帯（一般１に該当する人を除く。） | 37,200 円 |
| 一般 1 | | 住民税課税世帯く所得割 16 万円（障がい児（注）にあっては 28 万円）未満の人に限る。20 歳以上の施設等入所者を除く。 | 【施設等入所者以外】<br>障がい者　9,300 円<br>障がい児　4,600 円<br>【20 歳未満の施設等入所者】<br>9,300 円 |
| 低所得 | 低所得２ | 住民税非課税世帯(低所得１に該当する人を除く。 | 0 円 |
| | 低所得１ | 住民税非課税世帯のうち、本人の年収 80 万円以下 | |
| 生活保護 | | | |

注※「障がい児」は、20 歳未満の施設入所者を含み、加齢児を除きます。なお、20 歳以上の施設等入所者が「一般 1」の所得区分に該当することはありません。
※同世帯に障がい福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障がい福祉サービス＋介護保険サービスを利用する場合は 1 世帯の上限額は上記のとおりです。
※自立支援法の世帯の範囲…18 歳未満は住民票の世帯員全員、18 歳以上は本人および配偶者のみ。

【問合せ】　障がい福祉課　　TEL　077-551-0304　　FAX　077-553-3678

# 4　各種制度

<table>
<tr>
<td>福祉医療費<br>助成制度<br><br>【問合せ】<br>保険年金課<br>TEL<br>077-551-0316<br>FAX<br>077-553-0250</td>
<td>重度、中度障がい者（児）の保健の向上と福祉の増進を図るため医療費の一部を助成します。（《通院》1診療報酬明細書あたり500円、《入院》1日1,000円（月額14,000円を限度）の自己負担金を医療機関の窓口でご負担ください。ただし、小学生及び中学生は入院時の自己負担はありません。また、市民税非課税世帯の人は自己負担はありません。）<br>（対象者）<br>
<table>
<tr><td>重度<br>障がい者（児）<br><br>※所得制限あり</td><td>身体障がい者手帳所持者<br>療育手帳所持者<br>精神障がい者保健福祉手帳所持者<br>特別児童扶養手当支給対象児童<br>身障手帳3級または療育手帳Ｂ1または精神手帳2級のうち２つ以上の所持者</td><td>１級、２級<br>A1、A2<br>１級<br>１級</td></tr>
</table>
<table>
<tr><td>障がい者（児）<br>※所得制限あり</td><td>身体障がい者手帳所持者<br>療育手帳　〃</td><td>３級<br>B1</td></tr>
</table>
※乳幼児については、乳幼児福祉医療費助成制度で助成します。（自己負担無）</td>
</tr>
<tr>
<td>精神科通院医療費助成制度<br>【問合せ】保険年金課<br>※連絡先上記と同じ</td>
<td>精神保健の向上と福祉の増進を図るため、精神科通院にかかる医療費の一部を助成します。（自立支援医療費（精神通院医療）の自己負担額　※精神疾患にかかる通院医療に限ります。入院は対象外です。）<br>（対象者）<br>精神障がい者保健福祉手帳1級または2級かつ自立支援医療受給者証（精神通院医療）所持者　**※所得制限あり**</td>
</tr>
<tr>
<td>精神障がい者支援施設等交通費助成事業</td>
<td>公共交通機関を利用して障がい者支援施設等に通所する精神障がい者に対し、その交通費負担月額の1/2の額を助成します。<br>ただし、交通費負担月額が4,000円以上の人が対象となり、助成上限額は10,000円となります。</td>
</tr>
<tr>
<td>心身障がい者（児）紙おむつ助成事業</td>
<td>在宅の身体障がい者手帳1・2級または療育手帳A1・A2所持者で、常時紙おむつを必要とする人の、紙おむつ購入費を助成します。（ただし、3歳未満の人、介護保険法の要介護認定または要支援認定を受けている人、他の制度により紙おむつ給付を受けている人を除きます。）<br>助成額…一人につき月3,600円まで（3,600円に満たない場合は当該費用）</td>
</tr>
<tr>
<td>在宅重度障がい者住宅改造費助成事業</td>
<td>在宅重度障がい者の日常生活を容易にするため、障がいのある人の住居を改造する費用を一部助成します。**（事前に申請が必要です。※所得制限あり）**<br>**※　介護保険の住宅改修が適用される場合はそちらが優先されます**<br>対象者…視覚障がいまたは肢体不自由1・2級、療育手帳A所持者<br>助成額　補助基準額　700,000円<br>助成額　助成額 1/2　限度額１件あたり　350,000円</td>
</tr>
</table>

| | |
|---|---|
| **身体障がい者自動車操作訓練費（運転免許取得費）助成事業** | 身体障がい者が自動車の運転免許を取得するため教習所において訓練を受ける場合、取得に要する費用の一部を助成します。<br>**※　事前に申請が必要です。**<br>対象者…① 身体障がい者手帳 1～4 級所持者<br>② ①の者のほか、障がいが肢体不自由であって当該障がいのために運転する自動車を改造する必要がある人<br>助成額…必要経費の 2/3 以内（限度額　100,000　円） |
| **身体障がい者自動車改造費助成事業** | 重度身体障がい者が使用する自動車の改造のために必要となる経費の一部を助成します。**※　事前に申請が必要です。　※所得制限あり**<br>対象者<br>〇重度（1・2 級）の上肢、下肢または体幹機能障がい者が所有し、自ら運転を行うために自動車の一部を改造する必要がある人<br>〇重度（1・2 級）の下肢または体幹機能障がい者（児）で自らまたは生計を同一にする人が所有する自動車に車椅子の昇降装置等の移動介護装置を装着、改造する必要がある人<br>助成額…　最高限度額　100,000　円 |
| **緊急通報システム機器設置費用助成事業** | 一人暮らしの重度身体障がい者の緊急時における早期の対応、生命の安全を図るため緊急通報機器本体と宅内で通信可能なペンダント型無線式発信機を貸与します。<br>対象者…一人暮らしの重度身体障がい者<br>利用者負担…機器貸与及び維持管理に要する費用の一部として<br>月額５００円　（生活保護世帯は除く） |
| **自動車燃料費・福祉タクシー運賃助成事業** | 在宅の重度心身障がい者(児)の健康の増進及び社会参加の促進を図るため、タクシー利用料金または自家用自動車ガソリン代の一部相当額をチケットで助成します。（所得制限あり）　助成券の利用できる事業者　P48・49参照<br>対象者…身体障がい者手帳１・２級　療育手帳Ａ<br>精神障がい者保健福祉手帳 1 級　のいずれかに該当する方<br>年額/12,000 円（通院による血液透析を受けている人は 1,000 円/月加算） |
| **就業訓練協力金** | 精神障がい回復者に対し、社会復帰の促進及び社会経済活動を目的に就労体験、職場実習、作業訓練等の場を提供する事業所及び作業所等に対し、就業訓練協力金を交付します。<br>＜金額＞ 回復者　1 人当たり月額 12,000 円 ・ 24,000 円 |
| **就業支度金** | 精神障がい回復者で、一般企業等の事業所において雇用され、6か月以上就業することが認められる者に対し、就業支度金を交付します。<br>＜金額＞ 上限　35,000円 |
| **住居費補助金** | 精神障がい回復者で、就業（福祉的就労を含む）をするために、家賃を必要とする借家（グループホーム及び生活ホームを含む）に入居し、その家賃を支払った人に一部を補助します。<br>＜金額＞家賃月額の 1/2（限度額 10,000 円） |

【問合せ】　障がい福祉課　　TEL　077-551-0113　　FAX　077-553-3678

| | |
|---|---|
| **介護料支給**<br><br>(NASVA：ナスバ) | 自動車事故が原因で、脳、背髄又は胸腹部臓器を損傷したり、神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し重度の後遺障がいを持つため、常時又は随時の介護が必要な状態である人に支給されます。<br>（1）介護料：月額を毎年3月、6月、9月及び12月の年4回で各支給月前の3ヵ月分をまとめて支給。<br>（2）短期入院・短期入所費用の助成をします。<br><br>【問合せ】　独立行政法人　自動車事故対策機構 滋賀支所<br>TEL　077-585-8290　FAX　077-585-8291<br><br>ＮＡＳＶＡ交通事故被害者ホットライン　　TEL　0570-000738<br>ナスバのサービスの概要と最寄りの支所等の連絡先を案内します。<br>さらに交通事故に関する他の相談窓口も紹介します。 |
| **障がい者<br>扶養共済制度** | 障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障がい)のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。<br>年金…　障がい者に対して　　毎月　20,000円（1口）<br>掛金 …加入者の年齢に応じ毎月　9,300円～23,300円<br>弔慰金…障がい者が加入者より先に死亡した時、加入期間に応じ50,000円～250,000 円の弔慰金を支給<br>加入対象者 …65歳未満で次の障がいのある方を現に扶養している保護者<br>①　知的障がい児（者）<br>②　身体障がい児（者）1～3級<br>③　精神または身体に永続的な障がいがあり①または②と同程度と認められる人<br><br>【申し込み・問合せ】<br>滋賀県手をつなぐ育成会　　TEL・FAX　077-523-3052<br>滋賀県身体障害者福祉協会　TEL　077-565-4832　FAX　077-565-6434 |
| **特定医療費（指定難病）の助成** | 原因が不明であって、治療方法が確定していない難病のうち、厚生労働省が指定した疾病について、その治療にかかった医療費の一部を公費により負担する制度です。ただし、疾病ごとに認定基準があり、審査会において審査されます。保健所は、特定医療費（指定難病）助成の窓口であるほか、難病などでお困りの方の相談をお受けしています。<br><br>【問合せ】　草津保健所<br>TEL　077-562-3534　　FAX　077-562-3533 |

<table>
<tr>
<td>心身障がい児（者）歯科治療</td>
<td>
　お口の健康管理は、近隣でかかりつけ歯科医院を持って、むし歯、歯周病にならないように定期的にチェックしてもらうことが大切です。<br>
　かかりつけ歯科医院をお持ちでない場合は、にこにこマーク標示歯科医療機関（障害者医療推進歯科医療機関）に御相談下さい。にこにこマーク標示歯科医療機関は、草津栗東守山野洲歯科医師会ホームページで確認できます。<br>
【問合せ】　草津栗東守山野洲歯科医師会<br>
TEL　077-581-3555<br><br>
　滋賀県では、かかりつけ歯科医院で治療が困難な方の歯科治療を行うために、滋賀県歯科医師会に委託して口腔衛生センターを運営しています。<br>
　≪対象者≫<br>
滋賀県内に住んでおられる方で、一般歯科治療を受けにくい次のような方<br>
①障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の交付を受けている者<br>
②歯科医療機関の紹介を受けた者<br>
③上記に該当しない者で、受診を希望する者（別途、書類の提出が必要）<br>
【問合せ】　滋賀県歯科医師会口腔衛生センター　TEL　077-564-6692
</td>
</tr>
<tr>
<td>介護保険制度</td>
<td>
　介護や日常生活の支援が必要になったとき、地域包括支援センターや介護保険係に相談してください。<br>
　①65 歳以上の人（第 1 号被保険者）<br>
　　市の認定を受けた場合に、サービスを利用できます。<br>
　②40 歳～64 歳の人（第 2 号被保険者）<br>
　　介護保険の対象となる病気（特定疾病：下記）が原因で、市の認定を受けた場合に、サービスを利用できます。<br>
【特定疾病】<br>
筋萎縮性側索硬化症　後縦靭帯骨化症　骨折を伴う骨粗しょう症<br>
多系統萎縮症　初老期における認知症　脊髄小脳変性症<br>
脊柱管狭窄症　早老症　脳血管疾患<br>
糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症<br>
進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病<br>
閉塞性動脈硬化症　関節リウマチ　慢性閉塞性肺疾患<br>
両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症　がん(※)<br><br>
※　医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。<br>
　介護保険で受けられるサービス例<br>
　　通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション、訪問介護（ホームヘルプ）、訪問看護、福祉用具貸与、小規模な住宅改修、宿泊を伴う施設サービス<br>
【問合せ】　長寿福祉課　介護保険係<br>
TEL　077-551-0281　FAX　077-551-0548<br>
栗東地域包括支援センター　TEL　077-558-6979　FAX　077-558-8736<br>
栗東西地域包括支援センター　TEL　077-584-4121　FAX　077-584-4128<br>
葉山地域包括支援センター　TEL　077-552-5280　FAX　077-558-6870
</td>
</tr>
</table>

# 5 各種手当・年金等

| | |
|---|---|
| 特別障がい者手当 | 精神（知的を含む）や身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の人に支給します。<br>対象者･･･２０歳以上で身障手帳（２級以上）や精神（知的を含む）障がい最重度を重複して有する人<br>**※所得制限あり**<br>**※施設入所者及び３ヵ月以上の病院への入院者は対象外**<br>手当額･･･３０，４５０円/月（令和８年度） |
| 障がい児福祉手当<br><br>福祉手当<br>（既受給者） | ①在宅の重度心身障がい児（20 歳未満）<br>②在宅の重度心身障がい児（S61.3.31 現在の受給者であって、20 歳以上の特別障がい者手当に該当しない人）<br>対象児･･･おおむね身障手帳 2 級以上または精神（知的を含む）障がい最重度で日常生活動作が著しく制限され、常時介護を必要とする状態にある人<br>**※所得制限あり**<br>手当額･･･１６，５６０円/月（令和８年度） |
| 特別児童扶養手当 | 20歳未満で、身体または精神に中度以上の障がいのある児童を監護している父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している人に対し支給されます。<br>対象児･･･身体障がい者手帳おおむね３級以上または療育手帳おおむねＢ１以上、または同程度以上の障がい状態にある人<br>（障がい等級の判定は、原則、所定の診断書等で認定医が行います。）<br>**※所得制限あり**<br>**※児童が児童福祉施設等に入所している場合は対象外**<br>手当額･･･　１級　５８，４５０ 円/月（令和８年度）<br>２級　３８，９３０ 円/月（令和８年度） |

【問合せ】　障がい福祉課　　TEL　077-551-0113　　FAX　077-553-3678

| | |
|---|---|
| 児童扶養手当 | 父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない「児童」が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。父または母に一定の障がいがある場合も支給されます。「児童」とは18歳の年度末をいいます。児童に概ね中程度以上の障がいがある場合は20歳未満まで対象となります。<br><br>父または母の障がいについて･･･国民年金法および厚生年金保険法による障がい等級の１級、身体障害者福祉法による障がい等級の１級および２級が、ほぼ相当します。<br>**※所得制限、公的年金の受給による制限あり**<br>《令和８年度手当額》<br>（全部支給）児童1人　48,050円/月<br>（一部支給）　〃　11,340円～48,０４０円/月<br>2人目以降の加算額　全部支給:11,350円/月　一部支給：5,680円～11,340円 /月<br>※支給区分・手当額（加算額含む）は所得に応じて決定されます。 |

【問合せ】　子育て支援課　　TEL　077-551-0114　　FAX　077-552-9320

| | |
|---|---|
| **障がい基礎年金** | 国民年金に加入している期間中にかかった病気やけがにより、障がいを持つことになった人に対し、年金が支給されます。<br><br>・対象者　国民年金加入中に初診日があり（20 歳前や 60 歳以上 65 歳未満も含む）、障がいの程度が国民年金法施行令に定められた１級又は２級に該当する人で、保険料の納付要件を満たしている人。<br>※身体障がい者手帳等の等級とは認定基準が異なります。<br><br>・支給制限　20 歳になる前から障がいのある人が受給する場合は、受給者本人の所得による支給制限があり、一定額以上の所得のある人は支給停止となります。<br><br>・注意事項　65 歳を過ぎて障がいの程度が、１級２級に該当になった人は請求できません。<br>20 歳になる前から障がいのある人は、20 歳になった時、請求ができます。<br><br>・窓　口　市役所保険年金課　年金係<br>草津年金事務所　お客様相談室 |
| **障がい厚生年金** | 厚生年金保険に加入している期間中にかかった病気やけがにより、障がいを持つことになった人に対し、障がい基礎年金に上乗せする形で支給されます。障がい基礎年金に該当しない程度の障がいでも厚生年金保険の障がい等級に該当するときは、障がい厚生年金（3 級）または障がい手当金（一時金）が支給されます。<br><br>・対象者　1～2 級　・・・・・・・障がい基礎年金の等級表による<br>３級、障がい手当金・・・政令で定める厚生年金独自の等級表による<br><br>・窓　口　草津年金事務所　お客様相談室 |

【問合せ】草津年金事務所 お客様相談室 TEL　077-567-2220　FAX　077-562-9638
保険年金課 年金係　TEL　077-551-0112　FAX　077-553-0250

| | |
|---|---|
| **生活福祉資金貸付事業** | 経済的な問題をかかえておられる低所得世帯の方が、地域での自立した生活が送れるよう相談に応じるとともに、生活福祉資金の貸付の相談窓口を開設しています。<br>【注意】各貸付資金には要件があります。<br>栗東市社会福祉協議会は相談窓口であり、実施主体である滋賀県社会福祉協議会で審査の後、貸付の可否が判断されます。<br><br>※詳しくは社会福祉協議会にお問い合わせください（ウイングプラザ内）。 |

【問合せ】　栗東市社会福祉協議会　TEL　077-514-7802　FAX　077-514-7804

# 6　税　制

身体･療育･精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの人には、下記の税制の優遇があります。

| 税の種類 | 内　　容 | 金　　額 | 窓　　口 |
|---|---|---|---|
| 所　得　税 | 障がい者控除（本人、配偶者または扶養親族が心身障がい者の場合） | 所得控除　　27 万円 | 草津税務署 |
| | 特別障がい者控除（上記の障がい者が重度である場合） | 〃　　40 万円 | |
| | 特別障がい者の同居加算 | 〃　　35 万円 | |
| 住　民　税 | 障がい者控除 | 〃　　26 万円 | 栗東市役所<br>税務課<br>市民税係 |
| | 特別障がい者控除 | 〃　　30 万円 | |
| | 特別障がい者の同居加算 | 〃　　23 万円 | |
| | 前年の合計所得が 135 万円以下の障がい者 | 非　課　税 | |
| 軽自動車税 | 別表（23 頁）の手帳所持者が減免を受けられる範囲 | 減　　免 | 栗東市役所<br>税務課<br>市民税係 |
| 固定資産税 | 住宅のバリアフリー改修に伴う減額<br>（22 頁） | 翌年度分の税額を 1/3 減額（居住部 100 ㎡までを限定） | 栗東市役所<br>税務課<br>資産税係 |
| 事　業　税 | 重度の視力障がい者（両眼の視力の和が 0.06 以下の者）が行うあんま・はり等医業に類する事業 | 非　課　税 | 南部県税事務所 |
| 自動車税種別割<br>自動車税環境性能割 | 別表（23 頁）の手帳所持者が減免を受けられる範囲 | 減　　免 | 自動車税事務所<br>又は<br>南部県税事務所 |
| 相　続　税 | 心身障がい者・児が相続により財産を取得した場合 | 詳しくは、草津税務署にお問い合わせ下さい。 | |
| 贈　与　税 | 重度の身体障がい者・児及び知的障がい者・児に対して生前に財産の贈与を行う場合 | | |

※詳しくは、担当窓口にお問い合わせ下さい。

## （１）住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置

１　対象

①　令和13年3月31日までの間に完了の改修工事

②　次のいずれかの人が居住する既存の住宅（新築日から10年以上経過した住宅。但し賃貸住宅を除く）

　１．障がいのある人
　２．要介護認定または要支援認定を受けている人
　３．65歳以上の人

③　次の工事のある人で、改修後の住宅の床面積が50㎡以上・280㎡以下で、国・地方公共団体からの補助金を除く自己負担が５０万円を超えるもの
※令和8年1月2日以降に建てられた家屋の要件は40㎡以上240㎡以下になります

| | |
|---|---|
| １．廊下の拡幅 | ２．階段の勾配の緩和 |
| ３．浴室の改良 | ４．便所の改良 |
| ５．手すりの取り付け | ６．床の段差の解消 |
| ７．引き戸への取り替え | ８．床表面の滑り止め化 |

２．申請に必要な書類

①　減額申告書（申告書は市ホームページまたは、税務課窓口にあります）
②　工事明細書、領収証（写し）
③　改修部分の写真（改修前・改修後）
④　障がい者手帳等（写し）
⑤　補助金調書の写し（補助金を受けた場合のみ）
　※　改修後、3ヶ月以内に申告してください。

３．減額の内容

翌年度分の対象家屋の固定資産税が３分の１の減額となります。（ただし100㎡分まで）

＜固定資産税の問合せ先＞

| | | |
|---|---|---|
| 栗東市役所税務課　資産税係 | TEL　077-551-0105 | FAX　077-551-2010 |
| 草津税務署 | TEL　077-562-1315 | FAX　077-564-5660 |

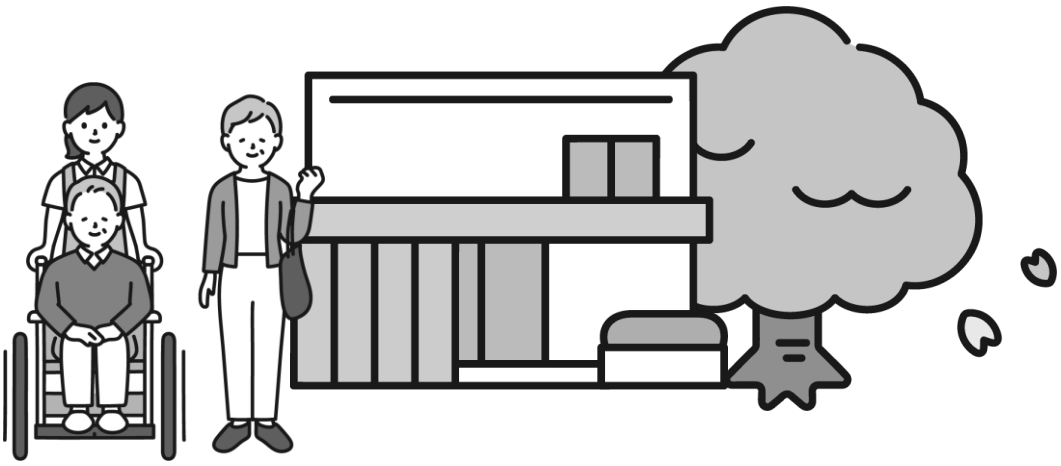

# （2）自 動 車 税 の 減 免 申 請 の 手 続 き

## 1．普通自動車の減免申請の手続き

**・減免が受けられる範囲**

| 障がいの区分 | | 身体障がい者本人が運転する場合 | 生計を一にする者または、常時介護する者が運転<生計同一証明書（普通車）等が必要> |
|---|---|---|---|
| | | 身体障がい者手帳 | 身体障がい者手帳 |
| 視覚障がい | | 1．2．3．4　級 | 1．2．3．4　級 |
| 聴覚　〃 | | 2．3　級 | 2．3　級 |
| 平衡機能　〃 | | 3　級 | 3　級 |
| 音声機能　〃 | | 3級（喉頭摘出者のみ） | |
| 上肢　不自由 | | 1．2　級 | 1．2　級 |
| 下肢　〃 | | 1．2．3．4．5．6　級 | 1．2．3　級 |
| 体幹　〃 | | 1．2．3．5　級 | 1．2．3　級 |
| 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい | 上肢機能 | 1．2　級 | 1．2　級 |
| | 移動機能 | 1．2．3．4．5．6　級 | 1．2．3　級 |
| 心臓<br>呼吸器<br>腎臓<br>ぼうこうまたは直腸<br>小腸 | 機能障がい | 1．3　級 | 1．3　級 |
| ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障がい | | 1．2．3　級 | 1．2．3　級 |
| 肝臓機能障がい | | 1．2．3　級 | 1．2．3　級 |
| ※知的障がい者・・・障がいの程度が「重度」であり、療育手帳に記載された障がいの程度が「A1」「A2」の人 | | | |
| ※精神障がい者・・・精神障害者保健福祉手帳に記載れている障がい等級が１級の人 | | | |
| ※ 戦 傷 病 者 ・・・滋賀県自動車税事務所へ個別にお問い合わせください | | | |

**・減免が受けられる自動車の所有者、運転者**

| 手帳をお持ちの方 | | 所有者※2 | 運　転　者 | 要　件 |
|---|---|---|---|---|
| 身体障がい者<br>(戦傷病者を含む) | 18歳以上 | 身体障がい者本人 | 身体障がい者本人 | ― |
| | 18歳未満<br>※1 | 身体障がい者等本人<br>または<br>生計を一にする方 | 生計を一にする方<br>もしくは<br>常時介護する方 | もっぱら身体障がい者等の通学(通園)、通院、通所、生業(通勤)のために使用すること |
| 知的障がい者 | | | | |
| 精神障がい者 | | | | |

※1 満18歳になった時点で、障がい者本人に名義変更していただく必要があります。

※2 所有者とは、自動車検査証の所有者欄に記載されている方です。ただし、割賦販売契約による所有権者留保付自動車の場合は、自動車検査証の使用者欄に記載されている方です。

・減免される自動車は、軽自動車も含めて身体障がい者１人に対して１台です。このため、既に減免を受けている方が新たな自動車で減免を受けようとする場合は、既に減免を受けている自動車を抹消登録または移転登録　(名義変更)および課税復活※する必要があります。

※課税復活・・・既に減免を受けられた車を移転登録し、新たな車の減免申請を行う場合、新たな車の減免申請の翌月から自動車税が発生すること

・自動車検査証に「事業用」と記載されているものや、法人名義およびリース車の自動車は減免が受けられません。

・申請書の提出先等について

| 区　　分 | | 申請書の提出期限 | 申請書の提出先 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 自動車新規に取得する場合(乗換えを含む) | ①　新規登録(新車、一時抹消された中古車)で取得し、自動車税がかかるとき | 自動車の登録の日<br><br>登録の前に減免要件の確認を受けてください | 自動車税事務所 | 【登録日の翌月以降を月割で減免】<br>※登録日を過ぎて申請する場合は、申請日の翌月以降を月割で減免 |
| | ②　移転登録（名義変更）、転入で取得するとき | 翌年度の４月１日から、<br>納期限まで<br>※自動車の登録日と同時に仮申請できます。 | 自動車税事務所<br><br>※登録日を過ぎて申請する場合、各県税事務所でも申請できます。 | 【翌年度の年税額を減免】<br>※移転登録等で取得される場合は、翌年度から自動車税が課税されるため、仮申請になります。 |
| 自動車を既に所有している場合(当該年度に問う税義務がある場合) | ③　４月１日（午前０時）時点で減免要件に該当しているとき | 当該年度の４月１日から納期限まで | 自動車税事務所<br>および<br>各県税事務所 | 【年税額を減免】 |
| | | 納期限後、当該年度の２月末日まで | 自動車税事務所<br>および<br>各県税事務所 | 【申請翌月以降を月割で減免】<br>※3 月は仮申請できます |
| | ④　４月１日（午前０時）後に減免要件に該当することとなったとき | 当該年度の２月末日まで | 自動車税事務所<br>および<br>各県税事務所 | 【申請翌月以降を月割で減免】<br>※3 月は仮申請できます |

※**仮申請**とは…当該年度に自動車税の納税義務がない自動車でも、**その翌年度の賦課期日(４月１日)現在に減免要件を満たす見込みのある場合**は、当該年度に翌年度の自動車税に対して事前に申請書を提出いただき、４月に送付する「現況報告書」を「はがき」または「スマホ等」で報告することで減免申請とみなす制度です。

・免除額等について

自動車税・・・初年度登録年月日が令和元年１０月以降の自家用自動車およびキャンピング車は、
年額４４，０００円まで減免
上記以外は、年額４５，０００まで減免
（重課対象車の場合は５１，７００円まで減免）

・自動車税の減免申請は毎年度必要ですが、すでに減免を受けている自動車を引き続き同じ目的で使用される場合は、４月に送付される「現況報告書」を「はがき」または「スマホ等」で報告することで減免申請とみなすことができます。

＜自動車税の問合せ先＞

自動車税事務所　守山市木浜町 2298 番地２
TEL　077-585-7288　　FAX　077-585-7299
滋賀県南部県税事務所　草津市草津三丁目 14 番 75 号
TEL　077-567-5406　　FAX　077-566-0439

・申請に必要な書類など

| 身体障がい者の方 | 知的障がい者の方 | 精神障がい者の方 | 戦傷病者の方 |
|---|---|---|---|
| (1)身体障がい者手帳（原本） | (1)療育手帳（原本） | (1)精神障がい者保健福祉手帳（原本） | (1)戦傷病者手帳（原本） |
| (2)減免申請書(自動車税事務所または県税事務所にあります。滋賀県税政課のHPからﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞすることもできます。)<br>(3)運転されている方の運転免許証（表裏の写し）<br>(4)自動車検査証原本と併せて自動車検査証記載事項<br>(5)既減免車の処理に関する書類<br>抹消登録される場合　抹消登録後の登録証明の写し<br>移転登録された場合　移転登録後の車検証の写しおよび課税復活分の領収書の写し | | | |
| ◆生計を一にする方（家族等）が運転される場合は上記の他に次の書類が必要 | | | |
| 自動車をもっぱら身体障がい者等のために継続して月１回以上使用することを証明する書類（通学、通院、通所、通勤）※証明書は滋賀県作成の様式をご利用ください。<br>様式は、自動車税事務所または県税事務所にあります。滋賀県財政課のHPからﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞすることもできます。<br>生計同一証明書（発行は障がい福祉課の証明書類が必要です） | | | |
| ◆常時介護する方が運転される場合は、上記のほかに次の書類が必要 | | | |
| 常時介護証明書（発行は障がい福祉課） | | | |

注1 通院とは、病院および診療所への通院をいい、接骨院、歯医者、リハビリ施設、鍼灸院等(医師の指導に基づくものは除く。)は該当しません。

注2 通所とは、障害者就労支援施設等への通所をいい、老人デイサービス等の介護施設等は該当しません。

注3 複数の施設に通われている場合は、それらの施設への通院等の回数を合算したものが回数要件を満たせば該当しますので、各施設からの通院証明書等が必要となります。

注4 生計同一とは、別の世帯になっているが、生計を一緒にして暮らしている場合や扶養の関係にある場合です。（扶養の関係については、それを確認できる証明が必要です）

注5 常時介護する方とは、「常時介護する方が運転」欄に該当される身体障がい者等の方のみで構成される世帯の身体障がい者等の移動のために日常的に継続して運転する方をいいます。もっぱら身体障がい者等の通学、通院、生業のために、継続して定期的に同一運転者が週３回以上当該身体障がい者等の移動のために使用することです。

注6 書類は、証明日から３か月以内のものに限ります。

## ２．軽自動車税の減免申請の手続き

① 申請の時期は、４月２日から納期限の７日前（通常５月24日）の間です。（詳細は税務課へお問い合わせください）
※ただし、18歳以上の身体障がい者の場合は４月１日までに軽自動車等の名義が身体障がい者本人に変更されている場合に限ります。

② 軽自動車税については、毎年減免申請の手続きが必要です。
※自動車税の減免を受けている場合は、軽自動車税の減免は受けられません。

③ 減免が受けられる範囲または、減免が受けられる自動車の所有者、運転者については 20 頁の表に同じ。

・申請に必要な書類など

① 身体障がい者手帳または戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳（原本）
② 運転免許証（表裏の写しでもよい）
③ 自動車検査証（電子車検証の場合は代わりに自動車検査記録事項）
④ 減免申請書（市役所税務課、市ホームページよりダウンロード可）
⑤ 個人番号（マイナンバー）が確認できるもの※減免をうける方の個人番号カードまたは通知カード

＜軽自動車税の問合せ先＞
栗東市役所税務課　市民税係　　TEL　077-551-0106　　FAX　077-551-2010

# 7　公共料金等の割引

## （1）ＪＲ旅客運賃の割引

| 対象者 | 種類 | 本人 | 介護者 |
|---|---|---|---|
| 【第1種】身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者<br>※本人が単独で乗車する場合は片道100㎞を超える利用のとき | 普通乗車券<br>定期乗車券<br>回数券、急行券<br>（特急券は除く） | 50%割引 | 50%割引 |
| 【第2種】身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者<br>※片道100㎞を超える区間に限る。<br>※12歳未満の障がい児が介護者と共に利用する場合の定期乗車券（介護者50%割引） | 普通乗車券 | 50%割引 | |

◎　本人が小児（小学生）の場合、小児乗車券に障がい者割引がされます。

◎　手帳を提示して乗車券を購入してください。

問合せ…　各ＪＲ駅窓口（みどりの窓口）

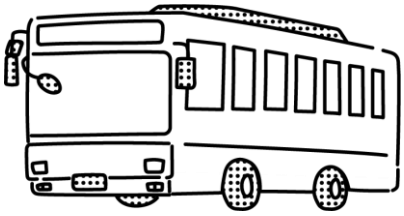

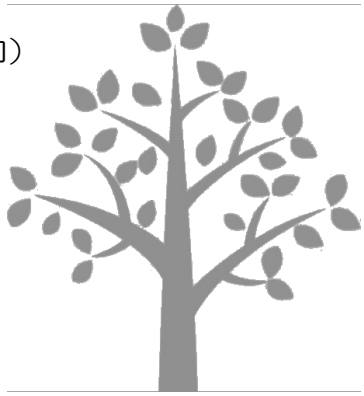

## （2）バス・タクシー料金の割引

| | | |
|---|---|---|
| その他鉄道<br>バス<br>運賃割引 | 身体障がい者手帳及び療育手帳所持者<br>【第１種】：本人及び介護者とも<br>50%割引<br>【第２種】：本人のみ 50%割引<br>※バスについては距離制限がありません。<br>精神障がい者保健福祉手帳所持者<br>近江鉄道バス、帝産バス、湖国バス、くりちゃんバス、江若交通で 50%割引 | 各私鉄・バス会社 |
| タクシー<br>運賃割引 | 身体障がい者手帳及び療育手帳所持者・・・10%割引<br>※精神障がい者保健福祉手帳所持者は、<br>滋賀県タクシー協会加盟事業所などで 10%割引<br>（上記以外での割引については各事業所にご確認ください）<br>※有料道路通行料金･駐車場料金等は対象外<br>※乗車時に手帳を提示してください。 | 滋賀県タクシー協会<br>TEL<br>077-585-8261<br>FAX<br>077-585-8262 |

## （3）航空運賃の割引（国内線全区間）

◎　身体障がい者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた満 12 歳以上の人とその介護者が割引対象です。

◎　割引率は、各航空会社･シーズンにより異なりますので航空会社にお問合せください。

◎　手帳を提示して航空券を購入してください。

## （4）有料道路における障がい者割引制度について

自家用車を「身体障がい者の方が自ら運転する」または「第１種※1 の身体障がい者手帳もしくは療育手帳を所持する方が同乗し、障がい者ご本人以外の方が運転する」場合に割引の対象となります。

| 区分 | 手帳 | 対象となる方 |
|---|---|---|
| 障がい者ご本人が運転される場合 | 第１種<br>第２種 | **身体障がい者手帳の交付を受けているすべての方が対象**になります。 |
| 障がい者ご本人以外の方が運転し、障がい者ご本人が同乗される場合 | 第１種のみ | **身体障がい者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち、第１種の手帳※をお持ちの方が対象**になります。（**身体障がい者手帳**をお持ちの方がご自分で運転される場合でも対象になります。） |

**割引の適用を受けるためには、事前申請が必要です。**
**オンライン申請受付サイト：https://www.expressway-discount.jp**

障がい福祉課で申請される場合に、必要な書類は以下の通りです。

- 障がい者ご本人の手帳（必須）
- 運転免許証（2 種の方で新規登録の方）
- 自動車検査証（自動車を登録される方・ETC 無線通行をご利用される方）
- ETC セットアップ証明書（ETC 無線通行される新規登録・変更登録の方）
- ETC カード※2（ETC 無線通行される新規登録・変更登録の方）

※1　第１種の手帳とは、手帳に赤で「介護付」と記載されているものです。
※2　ETC カードは、障がい者本人名義のもの、但し未成年の重度障がい者の場合、親権者等の名義も対象となります。

【問合せ】NEXCO 西日本お客さまセンター（24 時間）
0120-924-863（フリーダイヤル）　06-6876-9031（通話料有料）
NEXCO 西日本のホームページからメールでもお問い合わせができます。

## （5）ＮＴＴ［１０４］　無料番号案内（ふれあい案内）

電話帳のご利用が困難な障がいのある方が、「ふれあい案内」に事前に登録されると無料で電話番号案内をご利用いただけます。
ふれあい案内の利用については、NTT 西日本及び NTT の 104 をご利用いただける通信業者の回線（携帯電話含む）から、104 をダイヤルした場合が対象となります。

- 身体障がい者手帳所持者
  - ・視覚障がい 1～6 級　・肢体不自由 1～2 級（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいのいずれか）　・聴覚障がい2、3、4、6 級
    音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい3、4 級
- 療育手帳所持者
- 精神障がい者保健福祉手帳所持者

【申込・問合せ先】
電　話　0120-104-174（フリーダイヤル）FAX　0120-104-134（フリーダイヤル）
受　付：午前９時～午後５時（土日祝・年末年始を除く）
※FAX によるお問い合わせに関する注意事項
・お客様のお名前、FAX 番号を用紙に記載し、FAX 送信してください。

## （6）ＮＨＫ放送受信料の減免

| | 対　　象 | 適　　用　　条　　件 |
|---|---|---|
| 全額免除 | 市民税非課税の身体障がい者 | 身体障がい者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合 |
| | 市民税非課税の知的障がい者 | 療育手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合 |
| | 市民税非課税の精神障がい者 | 精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合 |
| 半額免除 | 視覚･聴覚障がい者 | 視覚障がいまたは聴覚障がいにより身体障がい者手帳をお持ちの方が、世帯主でかつ受信契約者の場合 |
| | 重度の身体障がい者 | 障がい等級が重度（1・２級）の身体障がい者手帳をお持ちの方が、世帯主でかつ受信契約者の場合 |
| | 重度の知的障がい者 | 重度（Ａ）の療育手帳をお持ちの方が、世帯主でかつ受信契約者の場合 |
| | 重度の精神障がい者 | 障がい等級が重度（１級）の精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方が、世帯主でかつ受信契約者の場合 |

**ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。**

【問合せ】

NHK ふれあいセンター　ナビダイヤル　0570-077-077　（9:00～18:00）
FAX　045-522-3044
ナビダイヤルにつながらない場合　050-3786-5003　（9:00～18:00）
NHK 大津放送局　TEL　077-521-3083　（10:00～17:00）
FAX　077-521-3086

## （7）携帯電話の割引

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人（手帳の提示が必要）は、事前に携帯会社へ申込することで割引等のサービスを受けられる場合があります。対象となるのは、１人１回線のみです。**＊詳しくは、各携帯電話会社にお問合せください。**

## （8）県立施設入場（館）料

身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を各施設で提示してください。

**○県内在住の障がい者が次の施設を利用する場合、入場料・使用料が無料になります。**

| 施設名 | 電話番号 | FAX 番号 |
|---|---|---|
| 醒井養鱒場 | 0749-54-0301 | 0749-54-0302 |
| 県立近代美術館 | 077-543-2111 | 077-543-2170 |
| 陶芸の森陶芸館 | 0748-83-0909 | 0748-83-1193 |
| 安土城考古博物館 | 0748-46-2424 | 0748-46-6140(特別展は別に定める額要) |
| 県立障害者福祉センター | 077-564-7327 | 077-564-7641 |
| 琵琶湖博物館 | 077-568-4811 | 077-568-4850 |

○県内在住の障がい者が次のプールを利用する場合、入場料が半額になります。

| | 電話番号 | FAX 番号 |
|---|---|---|
| におの浜ふれあいスポーツセンター | 077-527-3553 | 077-527-3566 |

※　利用曜日、時間帯等詳しくは施設にお問い合わせください。

○県内在住の障がい者で、「有料道路の通行料の割引」を受けている人は、次の施設の駐車料が無料になります。

希望が丘文化公園・武道館・びわ湖ホール・びわ湖こどもの国

○障がい者と介助者 1 名及び登録ボランティアの方は県立障害者福祉センターを無料で利用できます。

センターでは、更生相談事業、障がい者スポーツ、レクリエーションの指導、文化・教養向上事業、ボランティアの養成等を行っています。

プール、アリーナ、小アリーナ、トレーニング室、アーチェリー場などの施設が利用できます。

【問合せ】県立障害者福祉センター　TEL077-564-7327　FAX　077-564-7641

## （9）市　立　施　設　使　用　料

| 施設区分免除対象区分等) | 施設名 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 老人福祉センター(温浴施設) | やすらぎの家(出庭) | 554-0606 |
| | ゆうあいの家(小柿) | 554-1004 |
| 地域総合センター(浴室) | なごやかセンター(安養寺) | 554-6100 |
| 有料公園施設(個人利用に限る)<br>(陸上競技場及びグラウンドゴルフ場) | 野洲川運動公園(出庭) | 553-1006 |
| 有料体育館施設(個人利用に限る)<br>(トレーニングルーム、陸上競技場及びグラウンドゴルフ場) | 栗東市民体育館(川辺) | 553-4321 |

【問合せ】　詳細は各施設にお尋ねください。

## （10）青 い 鳥 葉 書 の 無 料 贈 呈 （ 葉 書 20 枚 ）

重度の身体障がい者（身体障害者手帳に「１級」又は「２級」の表記がある方）
重度の知的障がい者（療育手帳に「A」又は「１度」もしくは「２度」の表記がある方）

【受付期間】毎年４月１日～5 月 31 日

【問合せ】日本郵便㈱栗東郵便局　TEL　0570-943-806　　FAX　077-553-4742

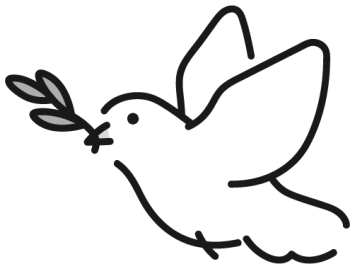

## 8　だれもが住みたくなる福祉 滋賀のまちづくり条例

### だれもが住みたくなる福祉 滋賀のまちづくり条例とは

福祉のまちづくりの推進とは、高齢者、障がい者等にとっての障壁（バリア）を取り除くとともに、1 人ひとりの多様性を理解し、尊重することを基本として、全ての人が円滑に利用できるよう配慮された生活環境の整備を進めていくことです。

この条例は、不特定多数の人が利用する建築物等が対象とされ、特に公共性の高い施設や障がい者などが日常的に利用する施設を特定施設とし、障がい者などが円滑に利用できるよう、一定の基準が定められています。

## 9　その他の制度

### （1）訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン

在宅看護を必要とする人が、安心して快適な療養生活を送ることができるよう、かかりつけの医師の指示に基づき看護師や理学療法士等が訪問し、必要な看護サービスを行います。

利用できる人･･･病気や障がいのために、療養生活の支援を必要とする人
問合せ・申込･･･滋賀県済生会訪問看護ステーション
TEL　077-552-2777　　FAX　077-551-2802
栗東市訪問看護ステーション
TEL　077-554-6119　　FAX　077-554-6118
訪問看護ステーション　なないろ
TEL　077-554-2390　　FAX　077-554-7387
訪問看護ステーション　あかり
TEL　077-551-2222　　FAX　077-516-6222
ナースステーション　阿吽ケア栗東
TEL　077-553-1507　　FAX　077-554-8138
訪問看護ステーション　ゆうき
TEL　077-598-0846　　FAX　077-598-0847

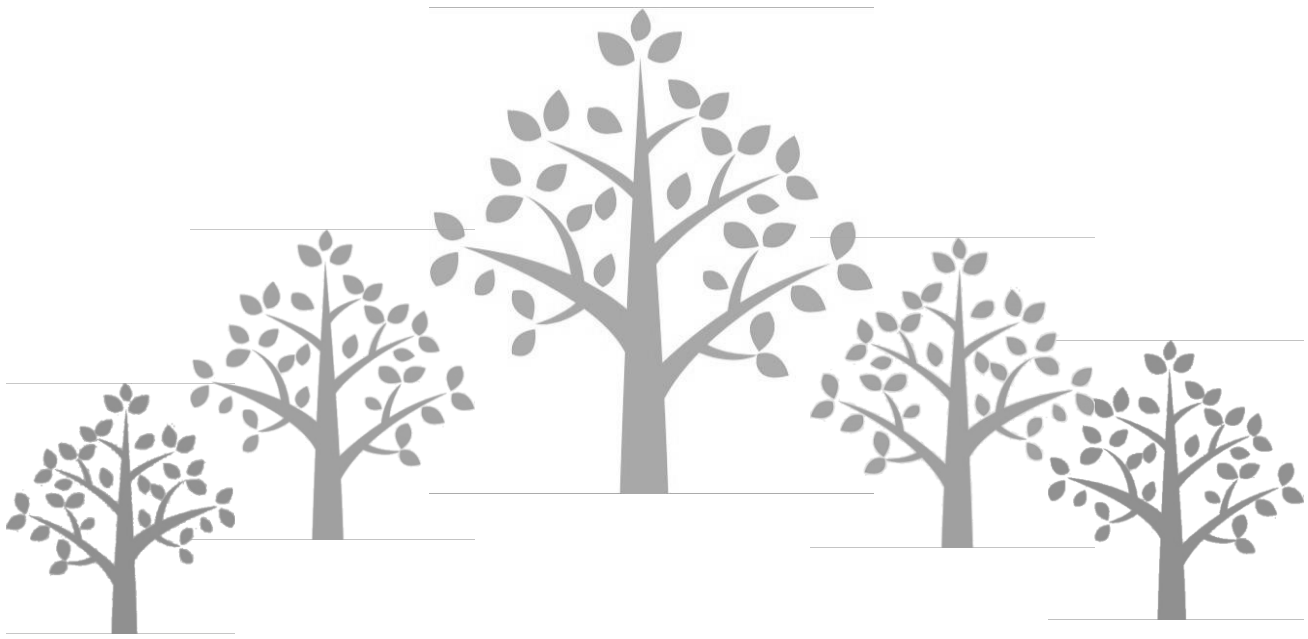

## （2）郵便による不在者投票（在宅投票）

**身体に次のような重度の障がいのある人は、郵便により自宅で投票をすることができます。**

- 身体障がい者手帳所持者で
  両下肢、体幹、または移動機能の障がいの程度・・・１級または２級
  心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障がいの程度・・・１級または３級
  免疫または肝臓の障がいの程度・・・１級から３級まで
- 戦傷病者手帳所持者で
  両下肢または体幹の障がいの程度・・・特別項症から第二項症まで
  心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障がいの程度・・・特別項症から第三項症まで
- 介護保険被保険者証所持者で要介護状態区分・・・要介護５

**※郵便による不在者投票ができる人で次に該当する人は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た人（選挙権のある人に限る）に投票に関することを書いてもらうことができます。**

- 身体障がい者手帳所持者で
  上肢または視覚の障がいの程度・・・・１級
- 戦傷病者手帳所持者で
  上肢または視覚の障がいの程度・・・・特別項症から第二項症まで

☆ 在宅投票をされる場合、投票用紙の請求期限は投票日の４日前までです。お早めに請求してください。

☆ 在宅投票をするためには、市選挙管理委員会が発行する郵便等投票証明書が必要です。この証明書の請求はいつでもできますので、お早めに請求してください。

【問合せ】　市選挙管理委員会（市役所総務課内）
TEL　077-551-0103　　FAX　077-554-1123

## （3）自動車の身体障がい者標識

身体の不自由な人が運転する自動車の前後には、身体障がい者標識を表示するように努めなければなりません。

この標識のついた自動車に対して幅寄せや割り込みをすることは禁止されています。

【購入・問合せ】２枚セットで 550 円（税込み）
・滋賀県交通安全協会 TEL　077-585-2750　FAX　077-585-5600
・草津栗東交通安全協会 TEL　077-564-6636　FAX　077-565-2662

道路交通法のことに関しては、草津警察署にお問い合わせください。
【問合せ】　TEL　077-563-0110　　FAX　077-563-0116

## （4）車いす駐車場等の利用証制度

障がい者や高齢者など移動に配慮が必要な人が、車いすマーク等のある駐車区画を使いやすくするための利用証を交付します。（障がい種別、等級等により条件あり）　①青色　　②緑色

①車いす使用者は青色の利用証です。
②車いす使用者以外の移動に配慮が必要な方は緑色の利用証です。

【問合せ】滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課
電話　　０７７－５２８－３５１２
ＦＡＸ　０７７－５２８－４８５０

## (5) 自動車の聴覚障がい者標識

聴覚に障がいのある人（補聴器をつけても 10 メートル離れたところで 90 デシベルの音が聞こえない人）は、ワイドミラーと聴覚障がい者標識を表示する条件で普通自動車の免許を取得できます。

この標識のついた自動車に対して幅寄せや割り込みをすることは禁止されています。

【購入・問合せ】２枚セットで 650 円（税込み）

- 滋賀県交通安全協会　TEL　077-585-2750　FAX　077-585-5600
- 草津栗東交通安全協会　TEL　077-564-6636　FAX　077-565-2662

## (6) 駐車規制除外措置車両の対象者

下記の障がいを有する人に対し、必要に応じ駐車禁止規制区域内（法定禁止区域内を除く）でもやむを得ず駐車しなければならない場合で他の交通の妨げにならない限り、駐車できる標章の交付を行っています。

ただし、駐車する場合は、交付された標章を車両の前面のガラスの見やすい箇所に提示してください。

| 〔身体障がい者〕 | | |
|---|---|---|
| 障がい区分 | | 等級 |
| 視覚障がい | | １級～３級<br>４級の１(※1) |
| 聴覚障がい | | ２級または３級 |
| 肢体不自由 | 平衡機能障がい | ３級 |
| | 上肢機能障がい | １級、２級の１(※2)<br>または２級の２(※3) |
| | 下肢機能障がい | １級～４級 |
| | 体幹機能障がい | １級～３級 |
| | 運動機能･上肢 | １級または２級 |
| | 運動機能・移動 | １級～４級 |
| 心臓　腎蔵　呼吸器<br>ぼうこう･直腸機能障がい<br>小腸機能障がい | | １級または３級 |
| 免疫機能障がい | | １級～３級 |
| 肝臓機能障がい | | １級～３級 |

| 〔療育手帳〕 |
|---|
| A1　または　A2 |

| 〔戦傷病者手帳〕 | |
|---|---|
| 上肢　下肢機能障がい<br>心臓　腎蔵　呼吸器<br>ぼうこう・直腸障がい<br>小腸機能障がい<br>肝臓機能障がい | 特別項症～<br>第３項症 |
| 視覚　聴覚　平衡<br>体幹機能障がい | 特別項症～<br>第４項症 |

| 〔精神障がい者保健福祉手帳〕 |
|---|
| １級 |

| 〔小児慢性疾患児手帳〕 |
|---|
| 色素性乾皮症の認定を受けている人 |

（※1）視覚障がい　４級の１･･･４級のうち視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下の場合
（※2）上肢機能障がい　２級の１･･･２級のうち両上肢の機能の著しい障がいの人
（※3）　〃　２級の２･･･２級のうち両上肢のすべての指を欠く人

【問合せ】　草津警察署　TEL　077-563-0110　FAX　077-563-0116

## (7) 各 種 マ ー ク な ど

### ●耳 マ ー ク カ ー ド の 発 行

音声でスムーズなコミュニケーションが困難な耳の不自由な人に対し発行しています。

このカードを提示された場合は、音声だけでなく手の合図･身体動作での呼びかけや筆談での対応をお願いしています。

| | |
|---|---|
| このカードは、耳の不自由な方であることを表すものです。カードの提示があった際は、コミュニケーション方法にご配慮をお願いいたします。<br><br>発行：栗東市 障がい福祉課<br>TEL 077-551-0113<br>FAX 077-553-3678 | 耳が不自由です<br>コミュニケーション方法に配慮してください<br><br>耳のシンボルマーク<br><br>くりちゃん |

【問合せ】 障がい福祉課 TEL 077-551-0113 FAX 077-553-3678

### ●ヘ ル プ カ ー ド の 発 行

援助を必要としている障がいのある方などが携帯し、いざというときに必用な支援や配慮を周囲の人にお願いするためのカードです。

【問合せ】 障がい福祉課 TEL 077-551-0113 FAX 077-553-3678

### ●ヘ ル プ マ ー ク の 配 布

義足や人工関節を使用している方、発達障害や精神障害、知的障害のある方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方または認知症の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう「ヘルプマーク」を作成し、普及に取り組んでいます。

【問合せ】 栗東市障がい福祉課 TEL 077-551-0113
FAX 077-553-3678
滋賀県健康医療福祉部 障害福祉課 TEL 077-528-3542
FAX 077-528-4853

# ◎視覚障がい者へのサービス

## （1）情 報 の 提 供

①点字図書・録音図書等の閲覧、貸出、読書相談

点字図書や録音図書を郵送（送料無料）で貸し出しています。また、読書についての相談にお応えします。

②プライベート点訳・音訳

希望される資料や本などを点訳したり、ＣＤに録音します。

③対面音訳サービス

最寄りの公共施設や視覚障害者センターで希望される資料や本などの対面音訳サービスを行います。

④毎日のニュースを提供

日本視覚障害者団体連合から提供される視覚障がいに関連したニュースを点字やメールで提供します。

⑤広報誌の発行

（１） 新刊案内や人気のある本を紹介する「ぶるーれいく図書情報」を年４回発行しています。

（２） 視覚に障がいのある方が企画・取材・編集された紙上交流誌「わいわい広場」を年２回発行しています。

（３） 視覚障害者センターの行事、県内の視覚障がいに関連するニュースや催し、便利グッズ、おすすめの雑誌などを紹介する「星光」を毎月発行しています。

## （2）社 会 参 加 の 支 援

①家族教室の開催

視覚に障がいのある方とその家族等が集まり、情報交換や講演を通して社会参加を支援しています。

②視覚障がいに関する相談会

視覚に障がいのある方が、ともに悩みや不安を語り合い、聞きあい相互にサポートしあう場

③社会生活事業

（１） 視覚に障がいのある方が、社会生活に必要な知識や技術を学べるマナー教室、華道教室、料理教室などの社会生活教室を開催します。

（２） カラオケ・民謡・リズム体操、五行歌、歌声サークル等の文化活動教室を開催しています。

④生活行動訓練事業（点字訓練）

視覚障害者センターで、マンツーマンの点字訓練を行なっています。

## （3）Ｉ Ｔ 利 用 の 支 援

① ＩＴ講習

音声や拡大画面を使ってパソコンを操作し、文字の入力やメールの送受信・ホームページの閲覧などを学びます。

② ＩＴサロン

視覚に障がいのある方、ボランティア等が集まり、パソコンを通じて交流しています。パソコン等を体験してみたい方は、気軽にお越しください。（第１・３月曜日開催）

③ 携帯電話、スマートフォンやデジタル機器等のサポート

携帯電話、スマートフォン、ＣＤ図書の再生機、デジタル機器の操作方法について、自宅への訪問サポートや電話相談を行っています。

## （4）移　動　の　支　援

①白杖を使っての歩行指導を行います。
②他府県の旅行先でガイドヘルパーを確保できる情報を提供します。

【問合せ】　滋賀県立視覚障害者センター
〒522-0002　　彦根市松原一丁目 12-17
TEL0749-22-7901　FAX0749-22-7890
TEL0749-22-8220（図書貸出し専用）

# ◎聴覚障がい者へのサービス

①聴覚障がい者の相談
聴覚障がい者とその家族、関係者からの生活相談、聴力相談に応じます。
②生活訓練
聴覚障がい者が社会生活を営む上で必要な知識の吸収、あるいは意見、情報等の交換を行い社会知識の習得を行います。
③情報提供
聴覚障がい者の情報提供を行います。
聴覚障がい者用のビデオの制作、手話・字幕入りビデオの貸出、視聴覚機器の貸出
【問合せ】　滋賀県立聴覚障害者センター（聴覚障がい者情報提供施設）
〒525-0032　　草津市大路二丁目 11-33
TEL　077-561-6111　　FAX　077-565-6101

## （1）手 話 通 訳 者 の 設 置

手話をコミュニケーションの手段とする聴覚障がい者への情報保障、意志伝達の手段を確保するために、市役所障がい福祉課に専任手話通訳者を設置しています。聴覚障がい者に関すること、手話の学習、講習会などの相談も実施しています。
【問合せ】　障がい福祉課　TEL　077-551-0113　　FAX077-553-3678

## （2）ファックス 110 番通報（警察署）

聴覚、言語障がい者のために、ファックス《 526-0110 》番を利用により緊急通報ができます。ファックスは滋賀県警察本部で受信し、すみやかに最寄りの警察へ連絡されます。

## （3）メ ー ル　110 番 通 報（警 察 署）

聴覚･言語障がい者のために、メールで 110 番通報ができます。
メールのフォームを事前に取得することにより重要事項をすぐに書き込むことができます。
フォーム取得用アドレス　　mail110@shiga110.jp
【問合せ】　滋賀県警察本部通信指令室　　TEL 077-522-1231

## （4）110 番アプリシステム（警察署）

聴覚・言語障がい等により音声通話が困難である方が、携帯電話やスマートフォンを用い、簡単な画面操作で 110 番通報を行うことができる警察庁の無料サービスです。

iPhone の人は AppStore から、Android の人は GooglePlay で「110 番アプリ」を検索してください。（サービス利用開始には事前登録が必要）

【問合せ】　滋賀県警察本部　TEL 077-522-1231（代表）

## （5）ファックス 119 番通報（消防局）

聴覚、音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がいがある方は、ファックスで 119 番に発信すれば、（火災･救急）緊急通報ができます。

ファックスは、湖南広域消防局で受信され、消防車や救急車が出動します。

## （6）ネット119 緊急通報（消防局）

聴覚・音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がいがある方で、（火災・救急）緊急通報が必要になったとき、スマートフォンや携帯電話で 119 番通報ができます。

利用には事前登録と設定が必要です。

ネット 119 緊急通報を行うと、湖南広域消防局で受信され、消防車や救急車が出動します。

【問合せ】湖南広域消防局 災害管制課 TEL 077-552-8119　FAX 077-552-5050

## （7）防災行政無線（文字放送装置）戸別受信機の貸与（栗東市）

聴覚障がい者が申し込みしていただくと、大雨警報などの気象に関する情報や、避難に関する情報を市役所から無線にて別受信機へ情報を送り、文字放送装置の表示板に「大雨警報が発令されました」、「洪水が予想されるので、避難場所に避難してください」などの情報を表示しお知らせする戸別受信機を、貸与します。

なお、戸別受信機は無償で貸与しますが、戸別受信機に必要な電気料および非常電源用乾電池交換の経費は借受者の負担となります。また、電波を受信するために、アンテナ（約 2m）を壁に取り付けることになります。そのため、壁と室内に配線が必要となり、壁に穴を開けることがあります。

【問合せ】　危機管理課　　ＴＥＬ　077-551-0109　　ＦＡＸ　077-518-9833

# ◎災害時避難行動要支援者登録制度

災害時に要支援者の避難支援を迅速かつ円滑に行うため、要支援者の情報を把握するとともに、平常時からの防災訓練等のため、個人情報の提供にご同意いただいた方には、関係機関等に情報提供し、避難誘導や情報伝達など避難支援体制を共有する制度です。（ただし、災害時の支援を確約するものではありません。）

要支援者の対象となる人は、在宅で生活している次のような人です。

① 75 歳以上のひとり暮らし高齢者又は 75 歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する人
② 介護保険の要介護 1 以上の認定者
③ 身体障害者手帳 1・2 級を有している人
④ 療育手帳 A1・A2 を有している人
⑤ 精神障害者保健福祉手帳 1 級を有している人

⑥　難病患者
⑦　災害時に自ら避難することが困難で、支援を要する人

※提供を受けた関係機関等に対しては、災害対策基本法等により、守秘義務が課せられています。

【問合せ】社会福祉課
TEL　077-551-0118　FAX　077-553-3678

## ◎防災・防犯情報メール配信サービスの登録（栗東市）

パソコンや携帯電話のメールアドレスを登録していただくと、防犯情報や防災行政無線スピーカーから放送している防災情報などをメール配信します。

**◆配信する内容は**

①防犯情報（不審者情報など）　②気象警報（大雨などの気象警報）
③土砂災害警戒情報　④竜巻注意情報
⑤震度情報（地震発生後の震度情報）　⑥国民保護情報（ミサイル攻撃情報など）

※上記は選択をしていただけます。そのほか、「避難に関する情報」や「行方不明者捜索情報」等の重要情報については、登録者全員に配信します。

メール配信サービスには、インターネットのメールを利用していますので、迷惑メール等を防止するために、ドメイン指定受信等の受信制限の設定をしている場合は、設定変更が必要です。

・ アドレス指定受信を設定している場合には、解除するか、ドメイン指定受信へ変更し、ritto-city@raiden2.ktaiwork.jp を登録してください。
・ ドメイン指定受信を設定している場合には、ドメインの ritto-city@raiden2.ktaiwork.jp を登録してください。

注意事項

・ メール配信サービスの利用料は無料です。ただし、通信料などは利用者の負担です。
・ 本サービスは気象庁や総務省のシステムと連動して配信を行ないますので、２４時間配信されます。
・ 本サービスにより配信された内容およびメール配信の遅延や不達によって生じた全ての影響について、一切の責任を負いかねます。

【登録用ＱＲコード】

登録方法

1. パソコンまたは、携帯電話から下記のアドレスか右のＱＲコードを読み取って空メールを送信してください。　bousai.ritto-city@raiden2.ktaiwork.jp
2. 「メールサービス本登録のご案内」という件名でメールが届きますので、記載されている URL から登録サイトへアクセスしてください。(SSL 対応、SSL 非対応のどちらでも結構です。)
3. 配信の承諾に関する事項が表示されます。内容を確認して「同意する」を選択すると次へ。
4. 「ユーザー情報登録」という画面が表示されます。配信を希望されるカテゴリにチェックを入れ、「次へ」をクリックしてください。
5. 登録確認の画面になりますので、「登録」をクリックしていただくと登録完了のメールが届きます。

【問合せ】　危機管理課　　ＴＥＬ　077-551-0109　　ＦＡＸ　077-518-9833

# ◎身 体 障 が い 者 生 活 行 動 訓 練

在宅の身体障がい者に対して、地域のニーズに応じ講習会、更生訓練、レクリエーション等を行います。

<table>
<tr><th>内　　容</th><th colspan="2">問　合　せ　先</th></tr>
<tr><td>点字訓練<br>歩行訓練</td><td colspan="2">滋賀県視覚障害者福祉協会<br>TEL　0749-22-7901　　FAX　0749-22-7890</td></tr>
<tr><td>手話講習会</td><td colspan="2">滋賀県聴覚障害者福祉協会<br>TEL　077-561-6111　　FAX　077-565-6101</td></tr>
<tr><td>車いす<br>生活行動訓練</td><td rowspan="4">滋賀県障害者<br>社会参加推進センター<br>（県身体障害者福祉協会）<br>TEL<br>077-565-4832<br>FAX<br>077-564-7641</td><td>滋賀県脊髄損傷者協会<br>TEL　077-569-5111<br>FAX　077-569-5177</td></tr>
<tr><td>腎臓障がい者<br>生活行動訓練</td><td>滋賀県腎臓病患者福祉協会<br>TEL　077-521-0313<br>FAX　077-511-3553</td></tr>
<tr><td>オストメイト<br>社会適応訓練</td><td>日本オストミー協会滋賀県支部<br>TEL・FAX　077-562-1773</td></tr>
<tr><td>音声機能障がい発声訓練</td><td>左に同じ</td></tr>
</table>

## ●次世代ケア推進センター

高齢者や障がい者のよりよい生活を支援するため、多種多様な福祉用具を展示し、選定のポイントや使用方法等についての相談を行っています。

市販の福祉用具に適合するものがない場合は、改造及び製作を行って 1 人ひとりの生活に合わせた福祉用具の活用を支援しています。

【問合せ】　滋賀県立長寿社会福祉センター（レイカディアセンター内）
次世代ケア推進センター　TEL　077-567-3907
FAX　077-567-3967

## ●滋 賀 県 立 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン セ ン タ ー

本県のリハビリテーションの質的向上を図っていくため、地域リハビリテーションや総合的リハビリテーションを推進し、地域と県全域をつなぐ支援のネットワークづくりに取り組んでいます。

【問合せ】

滋賀県立リハビリテーションセンター

更生医療・補装具のご相談　更生相談係（滋賀県福祉用具センター内）
TEL　077-567-7221　FAX　077-567-7222

その他リハビリに関するご相談　相談・支援係、事業推進係（滋賀県立総合病院内）
相談・支援係　TEL　077-582-5031　FAX　077-582-5724
事業推進係　TEL　077-582-8157　FAX　077-582-5726

# ◎心身障がい児（者）へのサービス

## （1）24 時 間 対 応 型 サ ー ビ ス 事 業

知的障がい児（者）等の、在宅生活を 24 時間サポートする登録制事業です。

〇24 時間対応型ホームヘルプサービス

〇ナイトケア

【問合せ】　障がい福祉課

TEL　077-551-0304　　FAX　077-553-3678

湖南地域障害者生活支援センター　すくらむ

TEL　077-587-6655　　FAX　077-587-6656

## （2）栗 東 市 児 童 発 達 支 援 事 業

就学前の心身の発達に支援を必要とする子ども、または、将来において支援の必要性が考えられる子どもに対して、日常生活における基本的生活習慣の確立を促すとともに、個々に応じた療育対応をすすめ、子どもの成長発達を支援し、社会生活への参加を支援しています。

【問合せ】　発達支援課・たんぽぽ教室

TEL　077-554-6114　　FAX　077-554-6116

## （3）放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス

障がいのある子ども達に、放課後や長期休暇中の居場所を提供し、日常生活における基本的生活能力の向上や、集団生活への適応訓練を行います。

【問合せ】　障がい福祉課　　TEL　077-551-0304　　FAX　077-553-3678

# ◎市 立 図 書 館 の サ ー ビ ス

## ●視覚障がい者等へのサービス

〇録音・点字図書の貸出…点字図書や録音図書（テープやＣＤに録音した本）を貸出します。全国の点字図書館等からの取り寄せもできます。大型活字本も貸出しています。

〇点訳・音訳サービス……ご希望の本が点訳図書や録音図書になっていない場合は、新たに点訳・音訳して貸出します。

〇対面朗読サービス……ご希望の本・雑誌等をボランティアが対面でお読みします。

〇郵送宅配サービス……録音図書等を郵送、または図書館職員が定期的に宅配します。

## ●来館が困難な方へのサービス　【郵送・宅配貸出サービス】

身体障がい者手帳等をお持ちの方で、来館が困難な場合は、本を郵送するサービスがあります。送料は無料です。

＜利用条件＞　あらかじめ申込み・登録が必要です。

〇身体障がい者手帳をお持ちで、以下のいずれかにあてはまる方

・視覚障がい　・肢体不自由１級もしくは２級

・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能障がい１級もしくは３級

・お一人で公共交通機関を使っての来館が困難

〇療育手帳（Ａ）、精神障がい者保健福祉手帳、介護保険被保険者証（介護４もしくは５）

## ●その他

図書館には館内用のルーペや拡大読書器、バリアフリートイレや、点字ブロック、車椅子を設置しています。

【問合せ】　栗東市立図書館　TEL　077-553-5700　FAX　077-554-0792

# ◎点訳・音訳サービス事業

広報りっとう・議会だよりを点訳・音訳をして提供しています。

【問合せ】　秘書広報課　TEL　077-551-0641　FAX　077-553-1280

# ◎県立図書館の郵送貸出し

あらかじめ登録した身体障がい者に対し、希望の図書および録音図書の郵送貸出しサービスを行います。

一人 20 点以内、　４週間まで借りられます。

【問合せ】　県立図書館 サービス課　TEL　077-548-9691　FAX　077-548-9790

# ◎コラボにこにこ障害者歯科保健事業

歯科保健連絡会が中心となって湖南地域の通所事業所利用者を対象に歯科医師会、歯科衛生士会市、保健所等が協力し、障がい者への集団歯科保健指導を実施しています。

## ◎障がいのある方の歯科受診

障がいのある方の歯科治療を積極的に行うことを意思表示した歯科医院の存在をみなさんにおしらせするためのマークです。身近な地域で受診していただけるよう草津市・守山市・栗東市・野洲市にある歯科医院に「にこにこマーク」を掲示しています。

※「にこにこマーク標示歯科医療機関リスト」は歯科医師会のホームページで閲覧できます。

☆かかりつけ歯科医を持ちましょう。
検診や治療を行うのに、障がいのある方の特性や個性を歯医者さんも知りたがっています。

☆受診予約の際には「このような特徴があるのですが、受診の仕方はどうしたらいいですか？」とおたずねください。

## ◎栗東サロン「歩（ふ）」

ボランティアの人が主としてサポートをし、精神障がい者が気軽に自主的に参加できて、仲間づくりや交流ができる場を提供します。就労や社会参加に必要な体力づくりの場として、畑作業にも取り組んでいます。

| 曜　日 | 時　　間 | 場　　所 |
|---|---|---|
| 毎　週　：木曜日 | 13：30　～ | 栗東市なごやかセンター内 |

【問合せ】　障がい福祉課　　TEL　077-551-0304　　FAX　077-553-3678

## ◎オストメイトの方へ

オストメイト（人工肛門･人工ぼうこうを持つ人）の同憂者が手をつないでストーマーケア（人工肛門･人工ぼうこうの看護）の向上とオストメイトの生活の質の向上を目指して設立された患者団体があります。

活動としては、公共施設にオストメイト対応トイレの設置を進めたり、医療講演会を開催、また相談支援活動をしています。

【問合せ】　（社）日本オストミー協会　滋賀県支部
事務局長　八木　政廣　TEL　077-562-5220

# 10　障がい者スポーツ

## ○滋賀県障害者スポーツ大会

スポーツを通じて体力の維持増進を図り、社会参加と相互交流を促進させるとともに、障がい者に対する社会の理解と認識を深め、共生社会の実現を推進する。また「わた SHIGA 輝く障スポ」開催で高まった障がい者スポーツの関心と情熱を継承し、県内における障がい者スポーツの更なる普及と競技力向上を図ること、および全国障害者スポーツ大会出場選手選考を目的として開催しています。

○個人７競技
（アーチェリー・水泳・ボウリング・卓球・ボッチャ・フライングディスク・陸上）
○団体４競技
（バレーボール・ソフトボール・バスケットボール・サッカー）

参加資格　12 歳以上（令和８年４月１日現在）の身体・知的・精神障害を有する者
※身体障害者　身体障害者手帳を有する者
※知的障害者　療育手帳を有するかそれに準ずる者
※精神障害者　精神保健福祉手帳を有するか、自立支援医療（精神障害）受給者証を有する者

【問合せ】市障がい福祉課　TEL　077-551-0113　FAX　077-553-3678
（一社）滋賀県障害者スポーツ協会　TEL　077-522-6000　FAX　077-521-8118

## ○全国障害者スポーツ大会

滋賀県障害者スポーツ大会で優秀な成績を挙げた選手を全国障害者スポーツ大会へ派遣しています。

☆全国障害者スポーツ大会開催地

| | |
|---|---|
| 2026 年 | 青森県 |
| 2027 年 | 宮崎県 |
| 2028 年 | 長野県 |

| 【問合せ】 | ＴＥＬ | ＦＡＸ |
|---|---|---|
| 市障がい福祉課 | 077-551-0113 | 077-553-3678 |
| （一社）滋賀県障害者スポーツ協会 | 077-522-6000 | 077-521-8118 |

## ○スペシャルスポーツの広場

障がいのある方が身近な地域で気軽にスポーツに親しみ、継続したスポーツ活動につなげるため県内で年計１２回にわたって開催します。※令和８年度栗東市で２回開催予定

【問合せ】市障がい福祉課　TEL　077-551-0113　FAX　077-553-3678
（一社）滋賀県障害者スポーツ協会　TEL　077-522-6000　FAX　077-521-8118

## ○栗東市心身障がい児（者）レクリエーションスポーツ大会の開催

地域での障がい者の健康保持と機能回復及び相互の親睦を深めることを目的として、一日楽しくレクリエーションスポーツ大会を行っています。

【問合せ】　障がい福祉課　TEL　077-551-0113　FAX　077-553-3678

## ○障がい者スポーツ教室の開催

障がいがあっても気軽に楽しめるスポーツの講習会や教室を開催しています。
バスケットボール、バトミントン、卓球、ボッチャ、水泳教室等

【問合せ】県立障害者福祉センター　TEL　077-564-7327　FAX　077-564-7641
（一社）滋賀県障害者スポーツ協会　TEL　077-522-6000　FAX　077-521-8118

# 11　相談窓口等

## ◎就職相談窓口

| | | |
|---|---|---|
| 草津公共職業安定所<br>(ハローワーク草津) | 草津市野村 5-17-1<br>TEL<br>077-562-3720<br>部門コード 43＃<br>FAX<br>077-562-9692 | 障がい者の就職等について、障がい者担当が相談・指導・紹介を行っています。 |
| 滋賀障害者<br>職業センター | 草津市野村 2-20-5<br>TEL<br>077-564-1641<br>FAX<br>077-564-1663 | 職業リハビリテーションの一環として、職業安定所と連携のもとに専門のカウンセラーを配置し、就職のための相談、職業に関する能力及び適性の評価、職業準備訓練、職域開発援助事業や職業講習・支援などを行います。また、事業主に対しては職場適応、職場環境の改善などの相談・支援を行っています。 |

【問合せ】草津公共職業安定所（ハローワーク）　TEL077-562-3720　FAX077-562-9692

※下記の場所、日時にて、手話通訳者が設置されています。（時間等変更になる場合がありますので、事前にご確認ください。）

大津公共職業安定所（ハローワーク大津）・・・・毎週火曜日　13 時 30 分～15 時 15 分
草津公共職業安定所（ハローワーク草津）・・・・毎週火曜日　10 時 00 分～11 時 45 分
彦根公共職業安定所（ハローワーク彦根）・・・・毎週水曜日　13 時 30 分～15 時 15 分

## ◎障がい者の委託訓練

座学によるパソコン操作等の訓練や実際の事業所での訓練を通して、障がいのある方に就職に必要な知識・技能を習得してもらい、早期就職を図るための公共職業訓練（ハロートレーニング）です。

・知識技能取得訓練（総合技能科）
民間教育訓練機関、NPO 法人等を委託先として実施します。
座学により、パソコン操作・簿記等の就職に結びつく知識・技能の習得を目指します

・実践能力習得訓練（総合実践科）、特別支援学校早期訓練（基礎実践科）
企業等を委託先として実施します。
事業所現場を活用し、事業主等が実際に実施している業務に関する作業実習（事業所内での座学等を含む。）を中心に、実践的な職業能力の習得を目指します。

【問合せ】テクノカレッジ米原（滋賀県立高等技術専門学校米原校舎）TEL0749-52-5300
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課職業能力開発係　TEL077-528-3755

・湖南地域障害者働き・暮らし応援センター（りらく）

障がいのある人の「働く」こと、「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関です。

障がいのある人の就労ニーズと事業所の雇用ニーズを結びつけたり、職場実習の実施、職場の定着、就労にともなう生活面でのサポートなどを関係機関と連携して支援します。

障がい者本人や家族からの相談、企業からの相談にも応じ、さまざまな機関と連携してサポート（応援）します。

【問合せ】湖南地域障害者働き・暮らし応援センター　りらく
草津市大路２丁目１１－１５
TEL　077-567-1120　　FAX　077-567-1199

## ◎社会参加促進相談

障がい者の自立と社会参加を進めるうえでの各種の相談に応じています。

【問合せ】　滋賀県障害者社会参加推進センター（県身体障害者福祉協会内）
TEL　077-565-4832　　FAX　077-564-7641

## ◎生活相談窓口

**滋賀県運営適正化委員会（あんしん・なっとく委員会）**

福祉サービスを利用してみたら、あらかじめ説明された内容と違っていたり、思ってもみなかった扱いを受けたりして困ったなどの相談を受け付け、話し合いによる解決のお手伝いをします。

【問合せ】　滋賀県運営適正化委員会（あんしん・なっとく委員会）
TEL　077-567-4107
FAX　077-561-3061
※まずはその施設・事業所の苦情受付担当者にご相談ください。

## ◎こころやからだの不調の相談

こころやからだの健康（アルコール、薬物の相談を含む）に関する相談に応じます。医師による相談は予約が必要ですので、事前にお電話ください。

【問合せ】　草津保健所　　TEL　077-562-3534　FAX　077-562-3533
障がい福祉課　　TEL　077-551-0304　FAX　077-553-3678

## ◎滋賀県難病相談支援センター

難病支援員（看護職）や難病相談員(患者･家族)が療養、日常生活の悩み・不安などの相談を、そして、経験を持つ相談員が、当事者でしかわからない悩みやさまざまな問題について、一緒に考え、問題の整理や解消に向けてお手伝いをします。

＊開所時間 ：　　平日　午前　９時～午後５時　　第一土曜日　午後１時３０分～午後４時
＊電話・面談相談：平日　午前 10 時～午後４時　　第一土曜日　午後１時３０分～午後４時

【問合せ】　滋賀県難病相談支援センター（滋賀県厚生会館　別館２階）
TEL　077-526-0171　　FAX　077-526-0172

## ◎地域福祉権利擁護事業

認知症、知的障がい、精神障がいなどをお持ちの方で、自身の判断能力に不安を感じておられる方が、地域で安心して生活できるようお手伝いします。

① 福祉サービス利用援助（福祉サービスを利用できるようにお手伝いします）
② 日常的金銭管理サービス（公共料金の支払いなど、生活する上で必要なお金に関するお手伝いをします）
③ 書類等の預かりサービス（しまい忘れ等で困らないよう、年金証書や通帳などを預かります）

利用料金　福祉サービス利用援助、日常的金銭管理　１，０００円／回（月上限４，０００円）
書類等預かりサービス　　２個以下１，０００円／年
３個以上２，０００円／年

【問合せ】栗東市社会福祉協議会（ウイングプラザ内）
TEL　077-514-7802　　FAX　077-514-7804

## ◎民生委員・児童委員及び主任児童委員

民生委員・児童委員（以下「民生委員」と言います。）は、地域の身近な相談相手として関係機関との連携等を通じて、福祉サービスの情報提供などを行っています。お住まいの地域の民生委員の氏名等については、市役所社会福祉課にお問い合わせください。

【問合せ】社会福祉課
TEL　077-551-0118　　FAX　077-553-3678

## ◎心身障がい者相談員

心身障がい者相談員は、障がい者からの日常の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、地域福祉活動の中核となって、社会参加の促進に努めています。

☆栗東市心身障がい児（者）相談員

| 相談員区分 | 氏　名 | 住　所 | 連　絡　先 |
|---|---|---|---|
| 身体障がい児（者） | 川　嵜　千　頼 | 手原 | TEL　077-553-6013 |
| 身体障がい児（者） | 安　田　ミヤ子 | 高野 | TEL　077-553-4981 |
| 身体障がい児（者） | 原　　陽　一 | 綣 | TEL　090-3059-0510 |
| 身体障がい児（者） | 山　中　淳　喜 | 小平井 | TEL　077-551-0583 |
| 身体障がい児（者） | 西　村　正　男 | 笠川 | TEL　077-552-3059 |
| 身体障がい児（者） | 大　屋　和　代 | 小平井 | TEL　077-554-0951 |
| 身体障がい児（者） | 里　内　満　代 | 手原 | TEL　077-552-3391 |
| 身体障がい児（者） | 野　田　淳　子 | 安養寺 | FAX　077-553-1565 |
| 身体障がい児（者） | 鈴　木　嘉　明 | 下戸山 | FAX　077-553-3101 |
| 知的障がい児（者） | 髙　畑　きぬ江 | 小柿 | TEL　077-552-3249 |
| 知的障がい児（者） | 仲　川　久　子 | 綣 | TEL　077-553-9180 |
| 知的障がい児（者） | 坂　本　裕　子 | 綣 | TEL　077-552-3092 |
| 知的障がい児（者） | 西　田　里　美 | 綣 | TEL　077-553-3117 |
| 知的障がい児（者） | 奥　村　孝　子 | 下戸山 | TEL　077-552-4782 |

【問合せ】障がい福祉課　　TEL　077-551-0113　　FAX　077-553-3678

## ◎栗東市障がい者関係団体

栗東市では、下記の障がい者関係団体があります。同じ障がいを持った人がお互いに悩み･問題など相談して活動しています。

| 団　体　名 | 活　動　内　容 | 代　表　者 | 連　絡　先 |
|---|---|---|---|
| 栗東市<br>身体障害者更生会 | 栗東市在住の身体障がい者手帳所持者で、障がい種別に関係なく集まって活動している団体です。積極的に研修会やスポーツ大会に参加しお互い親睦を図っています。一緒に仲良く活動をしていきましょう！<br>会　費　　1,000 円/年 | 川　嵜　千　頼 | TEL<br>077-<br>553-8313<br>(手原駅前<br>自転車駐輪場) |

| 団　体　名 | 活　動　内　容 | 代　表　者 | 連　絡　先 |
|---|---|---|---|
| 栗東市<br>手をつなぐ育成会 | 1963年４月に知的障がいの子どもを持つ親が中心になり設立しました。会員相互の親睦を大切に活動しています。<br>障害者総合支援法が施行され障がい者の生活も大変になってきました。一緒に頑張って活動しませんか！<br>会　費　　2,000円/年 | 髙畑きぬ江 | TEL<br>077-<br>552-3249 |
| 栗東市障がい児者父母の会 | 栗東市にお住まいの障がいのあるお子様の親子の会です。会員の親睦を図りながら体験学習会や施設見学会などを実施しています。一緒に活動していきましょう。連絡をお待ちしています。<br>会　費　　1,000円/年 | 大屋和代 | TEL<br>077-<br>554-0951 |
| 栗東市<br>聴覚障害者協会 | 同じ聴覚障がいを持つ者同士が集まり、親睦を図って聞こえないためのバリアを少しでもなくし、社会参加を図ろうと頑張っています。多数の加入をお待ちしています。<br>会　費　　500円/年 | 鈴木嘉明 | FAX<br>077-<br>553-3101 |
| 栗東市視覚障害者福祉協会 | 毎月集まって楽しく歌会や、お食事会等、健常者の方と交流を深める生き甲斐サロンを開催しています。多数の加入をお待ちしています。<br>会　費　　1,000円/年 | 山中淳喜 | TEL<br>077-<br>551-0583 |

【問合せ】　障がい福祉課　TEL　077-551-0113　　FAX　077-553-3678

○その他

| | |
|---|---|
| 断酒同友会<br>栗東支部 | アルコール依存症の人がお互いに協力して、断酒の継続をして健全な社会生活を送ることを目的に定例会を開催しています。<br>酒害に悩む人たちへの支援もしています。<br>日　時：毎週木曜日　午後７時～<br>場　所：栗東市ゆうあいの家 |
| 『断酒会』家族会 | 毎月　第１木曜日開催　（時間と場所は同じ） |

【問合せ】　障がい福祉課　TEL　077-551-0304　　FAX　077-553-3678

## ◎栗東市重度心身障がい者（児）自動車燃料費・福祉タクシー運賃助成事業

●助成券の利用できるタクシー事業者

| 会　社　名 | TEL・FAX | | 住　　所 |
|---|---|---|---|
| おでかけサポート松下 | TEL<br>FAX | 077-552-9234<br>077-553-8296 | 〒520-3034　栗東市小平井 2-1-7 |
| 株式会社　エリアエース<br>エースケア | TEL<br>FAX | 0120-930-498<br>077-554-5671 | 〒520-3042　栗東市辻 513-1-1 |
| 介護タクシー　いきいき | 携帯<br>FAX | 080-3855-8182<br>077-553-8530 | 〒520-3045　栗東市高野 651 |
| 滋賀第一交通（株） | TEL<br>FAX | 0120-553-043<br>077-524-6037 | 〒520-3046　栗東市大橋 7-7－8 |
| 介護タクシー<br>ラッキーパートナー | TEL<br>FAX | 077-554-3494<br>077-554-3494 | 〒520-3037　栗東市北中小路 120番地 |
| 滋賀タクシー（株） | TEL<br>FAX | 077-553-1211<br>077-552-3739 | 〒520-3024　栗東市小柿８－７－８ |
| ポレポレ介護タクシー<br>栗東滋賀 | TEL<br>FAX | 070-1798-7126<br>077-552-6187 | 〒520-3014　栗東市川辺 284-1 |
| 介護タクシー　とあ | 携帯 | 080-9010-6610 | 〒520-2331　野洲市小篠原 198-5 |
| 近江タクシー（株） | TEL<br>FAX | 077-582-0106<br>077-583-2158 | 〒524-0044　守山市古高町 230 |
| 介護タクシーオリーブ | TEL<br>FAX | 077-589-1401<br>077-514-1128 | 〒524-0022　守山市守山６丁目8-15-1 |
| ケアタクシーいづみ | 携帯<br>FAX | 080-2403-0123<br>077-581-8413 | 〒524-0052　守山市大門町 308-1<br>三榮ビル3F |
| ケアタクシーかがやき | 携帯 | 070-2153-9672 | 〒524-0031　守山市立入町 277 番地４ |
| ハート介護タクシー | TEL | 077-583-2224 | 〒524-0013　守山市下之郷 2-14-13 |
| 守山タクシー（株） | TEL<br>FAX | 077-582-2590<br>077-583-3169 | 〒524-0022　守山市守山３－３－44 |
| フィールドタクシー | TEL | 077-500-3575 | 〒524-0043　守山市二町町 30-105 |
| （株）帝産タクシー滋賀 | TEL<br>FAX | 077-562-3022<br>077-562-5521 | 〒525-0042　草津市山寺町 192－1 |
| 介護タクシーピース | 携帯 | 090-5150-8864 | 〒525-0014　草津市駒井沢町 375-33 |
| 桜タクシー（株） | TEL<br>FAX | 077-569-2655<br>077-563-5156 | 〒525-0066　草津市矢橋町 21-5 |
| 介護タクシー　ひびき | 携帯 | 080-3117-4969 | 〒525-0027　草津市野村 1-14-8 |
| ＮＰＯ法人　アザレア | TEL<br>FAX | 077-584-5199<br>077-584-4166 | 〒525-0054　草津市東矢倉 3-34-48 |
| ハロー介護タクシー | 携帯<br>FAX | 090-1480-8666<br>077-563-9591 | 〒525-0027　草津市野村 4-7-1 |
| 介護タクシー<br>さくらこうせい | 携帯 | 090-9984-3033 | 〒520-3221　湖南市三雲 727-10 |
| 介護タクシー蔵 ZOU | 携帯 | 090-8576-9990 | 〒520-3252　湖南市岩根 741 |
| 介護タクシー<br>ピースなかの | 携帯 | 090-7536-1605 | 〒520-3103　湖南市宝来坂 2 丁目 9-20　グリーンしが 101 |
| 介護タクシーイーエス | 携帯 | 090-1447-0777 | 〒520-3114　湖南市石部口 1-3-41 |
| 介護タクシーぽかぽか | 携帯<br>FAX | 090-2115-4562<br>0748-32-0538 | 〒523-0062　近江八幡市丸の内町 5-12 |

| 会　社　名 | TEL・FAX | | 住　　所 |
|---|---|---|---|
| 介護タクシー<br>チャグチャグ | TEL<br>FAX | 077-515-4294<br>077-546-1639 | 〒520-2276　大津市里 6-17-6 |
| ケアタクシーぜぜ | 携帯 | 090-1157-6435 | 〒520-0821　大津市湖城が丘 34-25 |
| ケアサポートタクシー<br>そしじ | TEL<br>FAX | 077-526-7894<br>077-526-7894 | 〒520-0853　大津市蛍谷 11-7<br>蛍谷荘 B-7 |
| 滋賀エムケイ（株） | TEL<br>FAX | 077-526-4141<br>077-533-3701 | 〒520-0861　大津市石山寺 4-2-27 |
| 滋賀ヤサカ自動車（株） | TEL<br>FAX | 077-522-6767<br>077-521-1141 | 〒528-0821　大津市湖城が丘 6-11 |
| 月の輪クローバー<br>福祉介護タクシー | TEL<br>FAX | 077-572-8155<br>077-543-5876 | 〒520-2152　大津市月輪 1-6-1 |
| 福祉タクシー<br>ふれあいこしき | TEL<br>FAX | 070-1782−2018<br>077-523-3507 | 〒520-0821　大津市湖城が丘 21-71 |

●助成券の利用できるガソリンスタンド

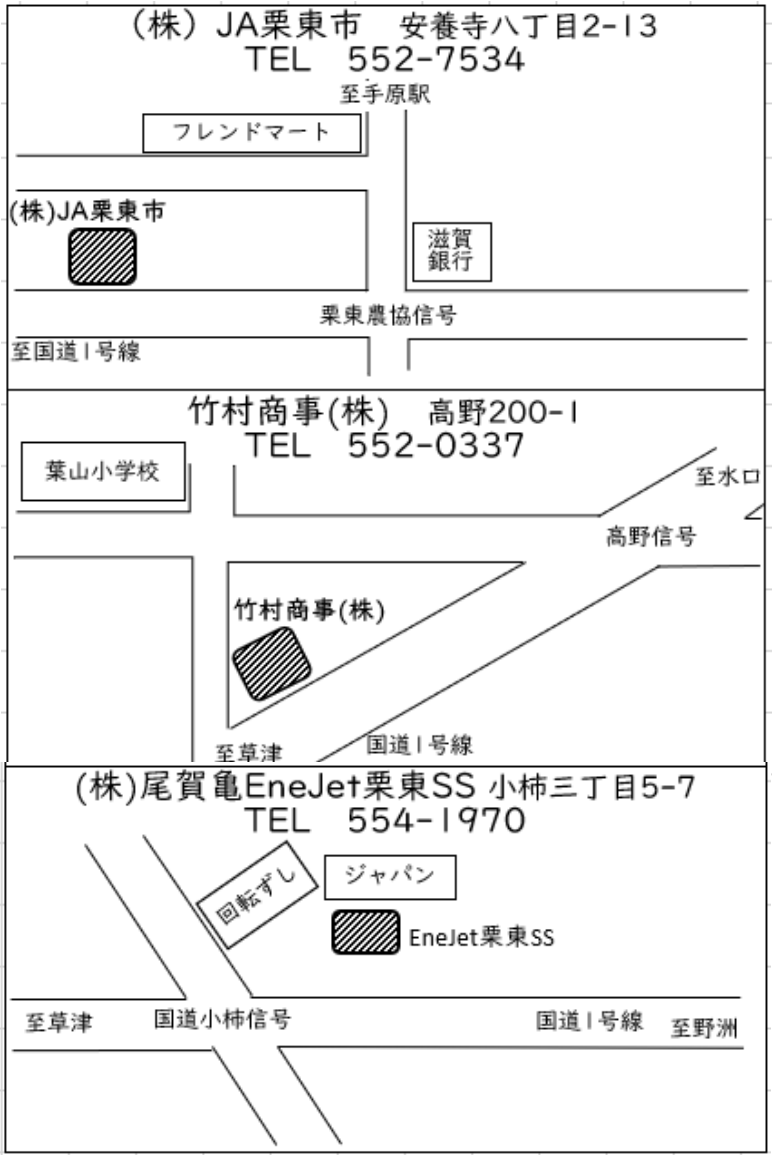

# 12 索引


| | | |
|---|---|---|
| あ | 青い鳥葉書の無料贈呈 | 29 |
| い | 育成医療 | 3 |
| | 意思疎通支援事業 | 8 |
| え | NHK 放送受信料の減免 | 28 |
| | NTT[104]無料番号案内 | 27 |
| お | オストメイトの方へ | 41 |
| か | 介護保険制度 | 18 |
| | 介護料支給(NASVA:ナスバ) | 17 |
| き | 居宅系サービス | 14 |
| | 緊急通報システム機器設置費用助成事業 | 16 |
| く | 車いす駐車場等の利用証制度 | 31 |
| け | 軽自動車税の減免申請の手続き | 25 |
| | 携帯電話の割引 | 28 |
| | 軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成 | 4 |
| | 県立施設入場料 | 28 |
| | 県立図書館の郵送貸出 | 40 |
| こ | 航空運賃の割引(国内線全区間) | 26 |
| | 更生医療 | 3 |
| | こころとからだの不調の相談 | 44 |
| | コラボにこにこ障がい者歯科保健事業 | 40 |
| さ | 災害時避難行動要支援者登録制度 | 36 |
| | 在宅重度障がい者住宅改造費助成事業 | 15 |
| し | JR 旅客運賃の割引 | 26 |
| | 視覚障がい者へのサービス | 34 |
| | 滋賀県障害者スポーツ大会 | 42 |
| | 滋賀県難病相談支援センター | 45 |
| | 滋賀県立リハビリテーションセンター | 38 |
| | 指定特定相談支援事業所 | 13 |
| | 自動車燃料費・福祉タクシー運賃助成事業 | 16 |
| | 助成券の利用できるガソリンスタンド | 49 |
| | 助成券の利用できるタクシー事業者 | 48 |
| | 自動車の身体障がい者標識 | 31 |
| | 自動車の聴覚障がい者標識 | 32 |
| | 児童扶養手当 | 19 |
| | 社会参加促進相談 | 44 |
| | 就業訓練協力金 | 16 |
| | 就業支度金 | 16 |
| | 住居費補助金 | 16 |
| | 就職相談窓口 | 43 |
| | 住宅のﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ改修に伴う固定資産税の減額 | 22 |
| | 重度身体障がい者訪問入浴サービス | 7 |
| | 障がい基礎年金 | 20 |
| | 障がい厚生年金 | 20 |
| | 障がい児福祉手当・福祉手当 | 19 |
| | 障がい者移動支援事業 | 9 |
| | 障がい者スポーツ教室の開催 | 42 |
| | 障がい者相談支援事業 | 11 |
| | 障がい者地域活動支援ｾﾝﾀｰ機能強化事業 | 10 |
| | 障がい者の委託訓練 | 43 |
| | 障がい者扶養共済制度 | 17 |
| | 障がいのある方の歯科受診 | 41 |
| | 障がい福祉サービスを利用した時の利用者負担 | 14 |
| | 小児慢性特定疾病児童の日常生活用具の給付 | 7 |

| | | |
|---|---|---|
| | 所得税・住民税・軽自動車税・固定資産税等 | 21 |
| | 市立施設使用料 | 29 |
| | 市立図書館のサービス | 40 |
| | 自立支援給付 | 12 |
| | 心身障がい児(者)歯科治療 | 18 |
| | 心身障がい児(者)へのサービス | 39 |
| | 心身障がい者(児)紙おむつ助成制度 | 15 |
| | 心身障がい者相談員 | 46 |
| | 身体障がい自動車操作訓練費助成事業 | 16 |
| | 身体障がい者自動車改造費助成事業 | 16 |
| | 身体障がい者生活行動訓練 | 38 |
| | 身体障がい者手帳の交付 | 1 |
| す | スペシャルスポーツの広場 | 42 |
| せ | 生活相談窓口 | 44 |
| | 生活福祉資金貸付事業 | 20 |
| | 精神科通院医療費助成制度 | 15 |
| | 精神障がい支援施設等交通費助成事業 | 15 |
| | 精神障がい者保健福祉手帳の交付 | 1 |
| | 精神通院医療 | 3 |
| | 全国障害者スポーツ大会 | 42 |
| た | だれもが住みたくなる福祉　滋賀のまちづくり条例 | 30 |
| ち | 地域福祉権利擁護事業 | 45 |
| | 駐車規制除外措置車両の対象者 | 32 |
| | 聴覚障がい者へのサービス | 35 |
| て | 手帳交付後の手続き | 2 |
| | 点訳・音訳サービス事業 | 40 |
| と | 特定医療費(指定難病)の助成 | 17 |
| | 特別児童扶養手当 | 19 |
| | 特別障がい者手当 | 19 |
| に | 24 時間対応型サービス事業 | 39 |
| | 日常生活用具の給付 | 5 |
| | 日中一時支援事業 | 11 |
| | 日中活動系サービス | 14 |
| は | バス・タクシー料金の割引 | 26 |
| ふ | 福祉医療費助成制度 | 15 |
| | 普通自動車税の減免申請の手続き | 23 |
| へ | ヘルプカードの発行 | 33 |
| | ヘルプマークの配布 | 33 |
| ほ | 放課後等デイサービス | 39 |
| | 防災・防犯情報メール配信サービスの登録 | 37 |
| | 訪問看護ステーション | 30 |
| | 補装具費の支給 | 4 |
| み | 耳マークカードの発行 | 33 |
| | 民生委員・児童委員 | 45 |
| ゆ | 郵便による不在者投票 | 31 |
| | 有料道路における障がい者割引制度について | 27 |
| り | 栗東サロン「歩」 | 41 |
| | 栗東市自動車燃料費・福祉タクシー運賃助成事業 | 48 |
| | 栗東市児童発達支援事業 | 39 |
| | 栗東市障がい者関係団体 | 46 |
| | 栗東市心身障がい児(者)ﾚｸﾘｰｼｮﾝｽﾎﾟｰﾂ大会の開催 | 42 |
| | 療育手帳の交付 | 1 |

連絡先
〒520-3088
滋賀県栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号
栗東市役所　障がい福祉課
障がい福祉係　TEL　077-551-0113（直通）
相談支援係　TEL　077-551-0304（直通）
FAX　077-553-3678（共通）
E：mail　shogai@city.ritto.lg.jp

栗東市役所　ホームページ
http://www.city.ritto.lg.jp/